

議 事 日 程 (第 3 号)

平成23年12月9日(金曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算(第5号)

議第86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第88号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議第89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算(第1号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 13名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君		

欠席委員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	堀 田 堅 志 君
総 務 課 長	本 宮 茂 樹 君	企 画 課 長	村 井 仁 君
産 業 課 長	佐 藤 源 市 君	地 域 生 活 課 長	池 田 与 四 也 君
健 康 福 祉 課 長	東 海 林 和 夫 君	町 民 課 長	渡 会 隆 志 君
会 計 管 理 者	本 間 康 弘 君	教 育 委 員 長	渡 邊 宗 谷 君
		教 育 委 員 会	
教 育 長	那 須 栄 一 君	教 育 課 長	菅 原 聡 君
		選 挙 管 理 委 員 会	
農 業 委 員 会 会 長	阿 部 一 彰 君	委 員 長	佐 藤 正 喜 君
代 表 監 査 委 員	高 橋 勤 一 君		

☆

出席した事務局職員

局 長	小 林 栄 一	次 長	今 野 信 雄	書 記	斎 藤 浩 一
-----	---------	-----	---------	-----	---------

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（筒井義昭君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（筒井義昭君） 12月7日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力お願いいたします。

本日の委員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第88号 平成23年度遊佐町公共下水道事

業特別会計補正予算（第3号）、議第89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力願います。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） おはようございます。それでは、私のほうから補正予算についての質疑をさせていただきますと思います。

一般会計の11ページお願いします。8の企画費、17公有財産購入費1,300万円、用地取得費ですけれども、この内容についてお尋ねいたしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

今回補正をお願いいたしましたのは、胴腹の滝上部のかつてから課題になっていた土地の買い取りのことですけれども、用地の買収費という形で今回計上させていただいたものであります。面積がトータルでもともと対象となっていた土地は11万949平米でございましたが、それに隣接する土地の部分を加えてこれ3万2,019平米でございまして、合わせて14万2,968平米でございます。その山林と原野でございますが、その分の買い取り価格を計上させていただいたものであります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そこで少し質疑をさせていただきたいなというふうにして思いますが、この土地については11町歩のほうですけれども、11町歩のほうについては2年ほど前にも買い取りをしようかというふうな動きがありました。そのときの不良債権として持っている保証協会、これ秋田県の保証協会ですけれども、そちらとの交渉の中で金額的に高いというふうな話などがあり、その時点では買い取りはしなかったというふうなことがありました。それで今回は買い取りをしたいというふうなことで予算計上をされているのでありますけれども、面積もプラスアルファの部分があるというふうなお話がありました。それでこの保証協会から9月ごろに買っていただけないかというふうなお話があったというふうに全協の中では説明をされておりました。それでそれは9月のいつなのか、そして保証協会のほうから提示をされた金額は幾らなのか、そして町はその金額に対してどういう検討、そして保証協会との交渉をどこでどのようにしてされてきたのか、まずそのことをお尋ねいたしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まず最初に、保証協会からいつ連絡があったかということでございますが、これは経過の説明の資料に記載させていただきましたが、9月の上旬ということで正確な日にちが特定できません。申しわけありませんが、電話でありましたので、その後の経過については時系列にまとめてありますけれども、最初の電話があったのは9月の上旬でございます。その後私を含めて係を同行して保証協会のほうに行きまして交渉したわけでありまして、その現在の14町歩含めて土地の名義人は保証協会ではなくて法人、秋田県内にある法人でございます。保証協会は、その法人の持っている土地に対して担保をとっているという、こういう状況でありましたので、売買の成立に至るまでは当然のことですけれども、担保を外していただくということが必要なために実質的な協議をそこで行ったものでございます。

その当時、私が最初に行ったときに保証協会と話し合いしましたのは、前回の2年前のときに話し合った経過も一応記録として確認をされておりましたので、そのときに保証協会の側で提示をした価格が全体で2,000万円、これは11町歩の分でございます。そのとき町がこちら側で提示した価格、これは当時の記録を地域生活課のほうで確認をしましたら1,300万円という価格提示をしております。価格を交渉するときに何を基準にして決めていくかというふうなことの話し合いの中で、前回提示した金額を基準にして話し合いましょうという提案がありました。これは、保証協会のほうからです。そこから上積みしてほしいという言い方でありましたけれども、地価下落をしておるということは確認しておりましたので、それを基準にして交渉するということは了解をいたしましたけれども、それに上積みするというような話は、その段階ではしておりません。

その後何回かの保証協会との話し合いをいたしまして、最終的に町がそれでは価格提示をするということになりましたので、11町歩の分について価格提示を新たにいたしました。この経過については、前回提示した1,300万円という価格から当該土地の地価の下落率を乗じまして953万円という提示をしているわけでありまして、それが基準になって今回の1,200万円ということになっておりますけれども、こういった形の経過で今日に至っているわけでありまして。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） それで2年前の11町歩であったのが今回は14町歩以上になるわけでありまして、この面積についてのふえた分については、この場所を協会のほうから購入をしてほしいと申し入れがあったのか、あるいは町が購入をしたいというふうなことでの流れになっているのか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） この対象の土地につきましては、面積が先ほど申し上げましたけれども、3万2,019平米でございます。この土地につきましては、町が同時に買い取りをさせていただきたいという話をいたしました。この理由についてですけれども、この当該土地につきましては、買い取りをするといった11町歩の土地と、それから現在別の採石業者が取得をしている土地のちょうど中間にございます。両方から挟まれている土地にありまして、この土地がもし仮にほかに転売をされる、あるいは採石の業者に売るというふうなことになったときに、ここの開発をどういう形になるかわかりませんが、採石をするという形での採石をするということになりますという、町が取得しようとしている11町歩

の土地のちょうど上に当たりますので、自然を保護していくという町のねらいからすると、かなり大きなダメージを受ける可能性があるというふうな判断をしてこちらからの申し出になったものであります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 2年ほど前の2,000万円ぐらいでしか売りませんというふうな保証協会の話し合いが町としてなされたときに、私はあのときに秋田県の保証協会に連絡をして、町が購入しなかった場合はどうなりますかと申し上げたことがありました。そのときの保証協会の話は、いや、遊佐町さんが買わないのだったら買わなくてもいいですよと、買いたい業者などはおりますのでというふうなお話を電話でですが、ありました。それでこの2年間の間、保証協会のほうではこの土地を買いたいというふうにして保証協会との交渉をした例はあったのかどうなのか、その辺の状況についてはお聞きをされているかどうか、その辺お尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） それは、秋田県の信用保証協会の内部の問題でもありますので、詳しくは承知しておりませんが、買いたいではなくて売りたいということで何力所かに信用保証協会のほうで当たったということは交渉の中で話をしておりました。それから、具体的な話といたしましては、今回の対象土地の11町歩のほうの下のほうなのですけれども、現場が物すごく凄烈な水が大量に流れているところでございまして、水源地として求めるという動きがあるというふうなこともこれは交渉の中で話しておったわけです。そこについては、具体的な価格交渉をしたかどうかということまで伺っておりませんけれども、そういった業者がこの辺に出入りしているという、いわばこれはうわさですけれども、そういう話を私のほうでも二、三情報としてはキャッチしておった経過がございます。

以上でございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今保証協会のほうのお話の中では、水源地を求めたいという話が協会のほうからありましたと、今そういうふうに私受けとめたのですけれども、それでよろしいのかどうか。それからもう一つは、業者の出入りが二、三あるというふうなうわさもあるというふうな説明がありましたけれども、これはどこの辺からのうわさなのか調査をしたことがあるのかどうなのか。それから、保証協会が水源地を求めたいというふうな話があるということについての説明は、それはどういう内容のものなのか、そのことについて調査をされましたか。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えします。

私が今申し上げたのは、保証協会が水源地を求めたいというお話ではなくて、保証協会のほうに水源地としてそこを求めたいという法人、個人かもしれませんが、そういう話はあったということのを伺ったということでもあります。

それから、私のほうでキャッチしました話は、もちろん具体的な事実があって話したわけではなくて、水源地、今お話しした11町歩の周辺にどうも見たことのない車のライトバンの出入りがあるという

のを地元の人から何回か聞いたということでございます。ご存じのとおり、あそこの吉出山全体の環境調査については、3名の皆さんにお願いをしておりますので、そういったところからの情報で、どうもそれは外国資本が水源地を求めているという県内の動きから見てそうではないかという話を情報としていただいたということでもあります。特に詳しい調査をしたわけではありません。

以上でございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 水源地を求めたいという話が保証協会にあったというふうなことでありますけれども、私はこの件については、本来であるならばもう少し調査をする必要があるのではなかったのかなというふうにして思います。どこまで調査ができるかというふうなことはあるわけですが、この辺を少し不足しているのかなというふうな感じがいたします。

それからもう一つ、先日全員協議会の中でも企画課長のほうから説明がありましたけれども、環境審議会にも報告をし、いろいろ意見もいただいて、環境審議会からも了解をいただいたと、いわゆる土地購入についてですけれども、これは11町歩のほかにあわせて買い取る部分について主な説明かなというふうにして思いますが、そのことについては環境審議会でも了承を得たというふうな、そういうお話をされましたが、そのときに私は申し上げましたのは、山の現状がどうなっているのかわからないような状態の中で環境審議会に説明するということに対しては、説明することは大事ですけれども、内容をきちんと山の現状がどうなっているのか、行って把握をした上で説明をする必要があるのではなかったのかというふうな話をいたしました。そして後日私は所管が地域生活課なのかなというふうにして思いまして、地域生活課の課長に山の調査をすべきだというお話をしました。今の状態の中で予算計上して買い取ったとした場合に、町民に一体あの山の状況はどうなっているのかと聞かれたときにどうやって説明するのか、説明のしようがないでしょうというふうな話をしまして、何とか調査をお願いしたいというふうなお話をしました。そして企画のほうでその前から調査をし始めたのか、私が話をする前から調査をもしかしたらし始めたのかかもしれませんけれども、その結果について先日の全員協議会の中で企画課長のほうから写真入りのものと、それから口頭での説明がありました。

それで14町歩強の山の土地ですので、現状把握というのはなかなか難しいだろうなとは、それは私も地域生活課長の話し合いの中ではそういう話もしましたが、この間の説明とこのいただいた資料では、やっぱり行って難しいなというふうなことは理解できます。これをもって町民に説明をするというのは、なかなか私はできないなというふうにして思いまして。それでこれは法律で決められていると思いますが、岩石採取、採取をした後については植林をなさいというふうなことになっております。それは、県がきちんと確認をするというふうになっております。それでこの写真を見せていただいた場合において見てみますと、なかなかそういう状況が見えない。植林をしたような形跡が見えないのです。多分これは、植林はしているとは思うのです。思うのですけれども、表土がはぎ取られ、季節風や厳しい季節環境の中でそう簡単に樹木が育つとは思えないなというふうな感じもいたしますので、もしかしたら植林をした樹木については枯れ果ててしまったのではないかというふうにも思います。こういうふうな状況になっているというふうにして理解をしてよろしいのだろうかというふうにして思います。

あの全協の中で課長が説明をされた一つの中のお話は、採石申請をされたのは全体の48%だというふうにしてお話をされておりました。それでそれでばかりなのですが、それで結局は私が申し上げたいのは、採石をした場所、採石をしていない場所とは金額的に違いがあってもよろしいのではないかというふうなことを申し上げたかったのです。長々と話して、お聞きをしたいことはこういうところだと、そのことをお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 何点かありましたので、分けてお答えしたいと思います。まずはもっと調査をすべきではなかったかということについて最初にお答えをいたします。

この土地が2年前に売買をするという形で、行って交渉したという経過がありました。その段階でももちろん調査をしているわけですが、さかのぼってみれば今から20年以上前からこの問題ずっとくすぶっていた問題で、その都度胴腹協やその採石業者とのトラブルにもなっていたわけですし、また山林の破壊だとか自然の破壊だとかという問題が提起をされて、今日までその問題が引きずってきたというふうなことの経過を確認をするならば、もちろん調査をして、それを価格に反映させてということになれば細かい調査ができなくももちろんなかったのだろうとは思いますが、例えば不動産鑑定をしてその価格を求めるというふうなことも不可能ではなかったと思いますが、費用対効果の問題もありますし、またこれまでの長い経験からいって、ここを町が買わないで放置をするという選択肢がそもそもあったのかというふうに考えますときに、今あそこ吉出山全体の開発規制を全くかけられていない状況の中では、やっぱりこれは選択肢としては購入すべきではないかという判断をしたわけです。そのために今回の購入ということになったというふうなことでご理解をいただきたいと思います。

それから、環境審議会での話でございますが、これは21年と22年の環境審議会に既に意見書としてこの土地をはっきり買うべきだと、町は買って保全をすべきだという意見が出ておりました。今回環境審議会にご意見をいただきましたのは、こういうご意見をいただいたけれども、実際今買うという場面になって皆さんの意見はどうでしょうかというふうなことでお話を伺ったわけです。個別に3町2反の追加して購入するところで、ここ買うことについてどうでしょうかということではなくて、全体について再度意見を伺ったというふうなことでございます。

山の現状については、そのときにもいろいろ話になりました。その段階で私も現場には、上のほうに行っておりませんでしたので、これはもう私自身の調査不足だったのですが、下のほう、林道から入っていくほうについてはもう何回か行っておりませんでしたので、その状況についてお話をさせていただいて、水が流れているところについてはぜひ保全すべきだというふうな意見を補足的に申し上げております。

それから、岩石採取の植林についてでございますが、この間県が現地に行きまして、一番最後の採石に関してのいわば完了届が出ていないというふうなことでありました。完了届が出ていないということは、すなわち終わったということではなくて、事業が途中で中断をしていると、あるいは会社がその事業をするという意思をもっていないというふうなことでありましたので、最終的にどこまで採石をしたのかというところの確認をしながら、林地については樹木が植えられているかどうかという確認を県が行っているようであります。電話で担当者のほうに私問い合わせいたしましたが、木は植えられて

いるようだという話をしておりました。しかしながら、委員おっしゃったように私も現場に行って何度も見ましたが、大変いい生育状況とはとても言えない、行ってみればなおざりの植えたかなという感じのする状況もたくさんありましたので、これで県がいいとするかどうかについては何とも私の段階では言えませんが、県はそういう話をしているわけであります。

それから、今回対象となっている土地の中で、岩石採取をしたところとしていないところ、これを分けるべきだというふうなことでご意見いただきましたが、これは技術的にもなかなかそこは難しいのではないかと感じていただいております。ちなみに全協でも申し上げましたが、今回のところで採石の認可申請の段階の面積です。最終的な確認はまだしていませんので、認可申請があった段階では6万8,654平米を採石しますというふうなことで申請が出ていると。最後のやつだけ面積確定していませんので、これが確定するのはもう少し時間かかるかなというふうに思います。

そのうちステップを切って深掘りしているところ、これ一番真ん中のところから下にかかっているところなのですが、これが342平米。実際にはもっと大きいです。ちょっと大きいのですが、対象土地にかかっているところが342平米、それ以外はすべて2メートルというもとの採石基準に従ってとられているところでこれが6万8,312平米ございます。

採石した後でございますが、まず深掘りしているところについては、県の指導に従ってステップを切り、そしてステップの平らなところ、それからのり面に植樹をしております。これは、はっきり目で確認できまして、結構大きくなっているところまでいきませんが、生育状態悪くない状況があります。それから、下のほうの2メートル採石したところですが、採石した後をいわば埋め戻して土の状態になっております。そこに正確に計画どおり樹木が植えられているかどうかということは、さっき言ったとおりはっきり目で確認することはできませんでした。ただし、樹木を植えるということは、苗木を植えるということをしるべきではないという県の言い方でありましたので、種をまくとかと、そういうことも方法としてはあるのかなと思います。

しかしながら、その土地については、岩石を庭石をとった後、一応埋め戻しをして平らに整地をしている状況にあります。ですから、現実にはそこに木を植えるということは、苗木であれば十分可能だと。もちろん通常苗木を植える場合は、かなりの有機堆肥を投入をして、その上に支柱をつけて苗木を植えるというのが普通のやり方なわけなのですけれども、土自体は赤土でありますので、もし有機堆肥なんか投入をしないままに植えますという、生育は非常に遅くなって難しいということは考えられると思います。したがって、全体を2つに分けて面積案分を仮にしたとしても、そんなに大きい全体としての違いはないのではないかなというふうなことを考えております。

以上でございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 私は、庄内支庁にこの件ではなかったのですが、岩石採取をした場所についての植林をした場合において、県はしっかりと管理をされるのですかと、ある一定の年数の範囲内ではあるわけですが、そのときの県の回答は、「それは、きちんと1反歩当たりに対して何本植えなきゃいけないというふうなものがありますので、それはそのとおりやらせております」と。「じゃ、それは本数をきちんと確認をしているんですか」と申し上げましたら、「それはちゃんとしています」というふ

うな回答がありました。でも今のお話あるいは現場の状況のお話を伺って、そんなに県が言うほどきちんとやられてはいないだろうなというふうにして思います。これは、最後まで法律の限界もあろうかとは思いますが、これは最後まで県がきちんと責任をとっていただきたいというふうにして思います。場合によっては、県がこの購入費に対しての援助をしてもよろしいのではないかなというふうにして思います。そのこと1点どのように考えるのかということをお尋ねします。

それから、その価格についてであります。あの周辺の課税標準額は担当者にお聞きをしましたら6.6円ぐらいですというふうなお話がありました。課税評価額を求めるには、たしか7割評価だと思えますので、7割評価とした場合は9円ちょっとになります。私は、9円ちょっと、9.4円です。これらを計算をした場合には134万3,899円、この面積に対してはとなります。そういう視点から見た場合には、町は2年前と比較をして土地下落分もあるので少し下げていただきたいというふうなことで今の金額に至ったというふうなお話がされました。それでも私は高いだろうというふうにして思います。これは、住民のお金でありますので、行政が買う場合においてはやはりそのことを保証協会から理解してもらわなくてはならないというふうにして思います。そのような意味では、少し交渉の仕方が足りなかったのではないかなというふうにして思いますが、町長、あなたがこの金額でよろしいですと申し上げた金額については、これはどのような理由からこの金額でよろしいというふうにして決定をされたのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、近傍類似価格というのが全員協議会でも皆さんにお伝えしましたけれども、平成18年の3月27日、阿曾石材と川越工業が土地売買契約している臂曲のトータルで4ヘクタールですか、この単価が115円ということは、もう先日の全員協議会でも近傍類似価格の例だという形で申し上げたと思います。私も値段について、果たして高いのか安いのかという形で、実は町内歩いて伺ってみました。当時幾らで売ったのでしょうかと、地域の人たちがと。115円というと1反歩11万5,000円ですか、これよりは安かった。だけれども、10万円ですよ。大概岩石採取用地として売ってくださいと、では10万円なら喜んで売りますよという形で、ほとんどが10万円ぐらいで売ったのだ。だけれども、場所によっては後ろにそれは多少のリバートの的なものもついていたのではないかなという情報も確認をしてきたところであります。この1平方85.9円だっけ、85.9円が果たして高いのか安いのかの確認をしました。町民は、100円で売ったやつだということです、1平方に換算すれば。だけれども、町としては今下落率もありますからという形で職員が頑張って85.9円という形の値段を提示して了解をいただいたと伺っております。最初の交渉では、4,500万円も投資しているのだから5,000万円ぐらいなのですよと、実質はという業者には言われて、もうとんでもない値段だという形はしましたけれども、そういうふうに理論的にも、そして近傍類似価格、そして当時の売買の課題、これらよりも決して高くない普通の値段であって、そしてこの地域が地元が長年岩石採取で資料にお届けしたのでは平成4年に最初の協定書が結ばれたわけですけども、実は昭和の時代から後半に庭石の採取という形で、特に懐ノ内大変な話題、多いのは被害、そしていろんな議会に対する要望もなされていたと。多分この中で、平成4年の7月の協定書の締結の時点で議会議員であったのは、多分今質問の13番、伊藤マツ子委員しかいないわけで、それらの以前の議論は私も本当は詳しくない。一番詳しいのは、11番の堀委員

かなという思いをします。地元としてやっぱり反対運動をやってきたという形、そんな地元の願いや思いを行政としてかなえるという努力は、それは当然なすべきであろうと、判断もすべきであろうと、そのためには価格的にそんな値段で買ってという思いではなくて、もう一回村井課長からどのぐらいの内訳も報告をいたさせますけれども、答弁いたさせますけれども、環境審議会から就任以来2年続けて胴腹上部は買うべしと、審議会としてはこちらからの諮問ではなくて、みずから意見を述べるができるという環境基本条例に基づいた審議会の意見を大切にしながら判断をさせていただいたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 価格について参考に申し上げたいと思います。

委員おっしゃった固定資産税の評価額は、私も承知しておりますが、土地の売買は一物多価でございますので、1つの土地に対してたくさんの値段がつくのが当然であります。固定資産税の額ですべて売買できるとすれば、一山二束三文になってしまいますので、それは実際は需要と供給のバランスだとか、あるいは売る人と買う人の事情によって変わると、あるいは何を適用させるかによっても変わるといことです。実は、この同じ補正予算の中に、胴腹の滝の下駐車場の予算も今回お願いをしておりますが、これはそれこそ従前の近くの道路買収の価格を参考にして今回予算計上させていただいておりますが、ついきのうお願いしておりました不動産鑑定の結果が出まして、速報をいただいております。距離的には300メートルぐらいあそこから下の場所ではありますが、条件が違うとはいえ、そこは平米当たり250円の不動産鑑定価格がついております。それから考えても、状況類似あるいは近傍類似価格から推定しても価格が特に高い、あるいは特に安いというふうなことではないのかなというふうに判断をしているところであります。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 町長が最初にお話をされました。簡単に言えば妥当な金額であろうと、そういうお話でした。そして地元の願いや思いにこたえていくのが行政のあり方だと。それは、そのことについては私も理解できます。購入することについてもいたし方ないかなというふうな理解もいたします。ただ問題は、私は値段だというふうにして思います。評価額の件であります。例えば市町村の中では価格は固定資産評価基準に基づいて正常売買価格で購入を求めるとしているところもあります。これは、正常売買価格とはどういうことかと。当事者間の諸事情を除いた価格だというふうに示しているところもあります。そうすると、需要と供給で幾らでも高く売りたい、あるいは場合によっては幾らでも高く買おうと、そういうことではなくて、そういう諸事情を除いた価格で求める。これは、住民の税金を使って購入するわけですので、私はこれが妥当なのではないかというふうにして思います。先ほど私が申し上げた154万5,000円ほどの金額は、この金額が妥当だと私は言っているわけではありませんが……

（何事か声あり）

13番（伊藤マツ子君） だからちゃんと話を聞いてください。6.6円の7割評価で9.4円です。9.4円を面積を掛けると154万円ほどになるのです。この値段で今買いなさいと私が申し上げたのではないの

です。それにプラスアルファ15%にするのか、30%にするのか、そういう交渉の仕方が私は必要であろうというふうにして思います。その辺をお聞きをしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

土地の価格は、一物多価というふうに申し上げましたが、標準となる価格というのもざっと上げてみただけで今委員おっしゃった固定資産税の評価額、それからそれに近いものとして相続税価格、それから地価公示価格、そして不動産鑑定価格、これらの関係については基本的には関係ありません。それぞれの正常価格として提示されているものであります。本来面積が余り大きくなくて、価格の比較的高い、例えば宅地なんかの売買については町で購入をする、あるいは逆に販売をする場合もそうなのですが、すべて不動産鑑定という形をとります。不動産鑑定が正常な売買価格として最も、これは裸地の場合なのですが、裸地の場合として取引におけるさまざまな条件を廃して安定的で相互に納得するために用いられている価格でありますので、それからいえば今回の場所についても不動産鑑定価格を徴すればよかったのかもしれませんが、しかしながら、それは先ほど冒頭に申し上げましたけれども、購入しようとする面積あるいは土地の状態、これらを含めて総体的に考えるときに、必ずしも不動産鑑定価格にする必要がないという前提に立って今の価格づけになったものであります。

先ほど言いましたごく近くの隣地における不動産鑑定価格が参考として出ましたので、これから類推をしていくということに考えてみましても、ここは平米当たり250円でありますので、今回85.7円はそれの約3分の1という価格でありますので、正常な価格としての認定ができるのではないかなというふうに思っているところです。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 正常な価格であろうというふうなお話がありました。今回は、この土地購入に当たり要綱をつくりました。それでこの要綱をつくった理由はどこにあるのか、お聞きいたします。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） これは、いずれの場合もそうなのでありますけれども、地方自治体が土地を理由なく購入することは許されておりません。一定の目的、それから使用の条件あるいはこれからどういう形で使うのかということを確認にして買うのが当然なことであるので、そのことを明らかにするために今回の要綱をつくらせていただいたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この要綱を見ますと、今後も購入する可能性があるのかなと思うような文言になっております。私が大変心配をするのは、これから山林を、山林となっているか、原野となっている場所ももしかしたらあるのかもしれませんが、隣地等を購入をする場合には、今回購入しようとする1平米約86円、86円が基準になっていく可能性があります。私は、そのことも大変心配しております。また、今回のような状況が起きた場合に、また山の土地を購入しなくてはならないというふうなことが起き得るかもしれません。そのときに町で山を買っていただきたいという申し入れがあった場合に、前回この金額で町では買っているでしょう。ぜひこの金額相当のもので購入をしていただきたいというふうなことになる可能性もあると、それも大変心配をしております。私自身がですけれども、です

から、この購入価格は少し高いと、仮にさっき申し上げた150万円強の3倍以内でおさめるだとか、そういう対応をなぜしていただかなかったのかなと私は思います。その点では、金額の決定については少し拙速ではないかというふうにして思いますので、そのことをお尋ねいたします。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 今回の価格が高過ぎるのではないかということなわけですが、地方自治体でこの土地を購入する場合、高過ぎてもいけないし、安過ぎてもいけないと。つまり正常な価格で買うということが必要なわけであります。不当に安く買う、不当に高く買うということは、当然これはそれぞれ取引に問題がありますので、正常な価格で買うということが求められるわけですが、固定資産税は一つの価格の目安では、固定資産税の評価額は土地の価格が一つの目安ではありますが、それが売買価格になるかどうか、あるいはその2倍、3倍とする根拠は何かと問われたときに、非常に難しいものがあるのではないかなというふうに思います。つまり近傍類似価格であれ、あるいは地価公示価格であれ、不動産鑑定であれ、正常な価格であるかどうかという部分が大事なのであって、そこに着目する限りだれかが損する、だれかがもうけをするというような取引としては、取引はやっばりないのではないかなというふうに思います。したがって、今後例えば土地を購入することが要綱上は認められておりますので、仮に私の土地も買ってくださいというふうなことがあったときに、それを買うという判断をしたときは、この今回の85.9円が基準となるのではなくて、近傍類似価格または不動産鑑定価格をもって価格決定をするというふうに要綱上定めてありますので、それで決定をしていくと。そのときの近傍類似価格がこの85.9円になる場合もあるでしょう。しかし、ならない場合もあるわけです。それは、周りの土地の取引の状況によって変わりますので、必ずこの85.9円が基準になるということとは言えないというふうに思います。ただし、公共でこれだけの大きい面積を買いましたので、これは全くほかの取引に影響がないというふうなことは言えないわけで、取引の状況によってはこの価格が一定のスタンダードな価格になっていく可能性はもちろん否定できないというふうに思っております。

それから、土地を買う、無原則に買っていくというようなことではなくて、今回土地を買うまず区域を決めております。これは、既に環境基本計画の中で保護すべきだというふうに計画で定められている3つの湧水ベルト及びその涵養域なわけなのですが、しかしながらこれをすべて買うということは不可能です。そもそもそれが正しい施策の選択でもないというふうなことを考えておまして、土地を一定程度町が取得をして、それを保全していくという一つの方法もあるでしょう。また、一定の取引制限または届け出、あるいは開発規制、こういったことで保全をしていく方法もあろうかと思えます。それらの方法をすべて組み合わせて全体を保全をしていくということが正しいのであって、すべて無原則に買うということが正しいわけではないというふうなことでありますが、しかしながら要綱上は申し出をして、予算の範囲で買い取ることができるということになっていきますので、そこが本当に必要なもので、買い取りをする以外に方法がないというふうなことであれば、それは買うという選択肢も当然あるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 本当に必要な場合は、購入もあり得るというふうなお話がありました。今岩石採取をしている場所の下の方には、町の水源地もあります。水道、水源地があります。そういった場所において、これはこれ以上の採石採取をやられてしまうと影響が起きるというようなことが起きた場合に心配されますが、業者さんから購入をしませんかなどと言われた場合には、これは購入することでも多分出てくるのだと思うのです。そういったことを想像すると、今の金額は心配が残るというふうにして思います。不動産鑑定の評価あるいは近隣の売買価格などについてお話がありました。そのことは、私も承知をしております。駐車場についての購入代については、これは駐車場として必要なために購入するわけです。一定の利用価値を求めているというふうなことになります。しかし、山の土地の購入についてはなかなか活用度が難しいと、これ以上の開発はできませんので、そのようなもろもろのことを考えた場合には、山は山として保全せざるを得ないのだと思うのです。その考え方からいくと、私は2倍、3倍が問われたときにどう答えるかというふうなことは確かにありますけれども、これはあくまでも住民のお金ですので、やはり少しでも引き下げをしていただいて、500万円あるいは高くても600万円程度で押さえるべきであつたろうなというふうなことを申し上げまして、2分しかありませんので、残り時間が、これで私の質問は終わりたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今懐ノ内、長年の課題でありました。それを何とか購入にしか、町有化にしか手の打ちようがなかった課題という形で判断をさせていただいたということでもありますけれども、すべてが購入によって解決する問題でないと課長申しておりました。今庁舎内にも地下水の保全にどうあればいいのかとか、そしてくみ取り量の問題、水の問題に関しては今研究会を立ち上げていただいております。また、議会でも総務常任委員会が先進的な二セコ町に視察に行つて、たしか水道水源保護条例、地下水のくみ上げに関する規制も条例も町単独でつくったところも伺っておりますけれども、私は国立国定公園から外れて白地の土地であるけれども、湧水ベルト区域に入るエリア、県と力を合わせて条例化、開発と保全に関する条例化に向けて、それから地下水保護等の施策に向けてしっかりと町単独のみならず、県と力を合わせて条例化に進めてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） これで13番、伊藤マツ子委員の質問は終了いたします。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 私からも1点質問させていただきます。

一般会計補正予算17ページであります。7款商工費、1項2目15節工事請負費の減額について説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

この工事費の減額につきましては、白木地内の産直施設、当初は駐車場とトイレ見込んでございましたけれども、産直施設のほうの建物そのもののほう設計、まだ今できていないという状況で、どうも完成が6月ごろになりそうだという連絡受けましたので、トイレの部分につきまして今年度の部分からは落としたということでございます。

委員長（筒井義昭君） 2 番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） この予算は、23年度当初予算では7,500万円が予算計上されております。そのときの説明では、駐車場整備に3,000万円、トイレ工事に4,005万円、産直施設工事費というように説明されております。しかしながら、この民間の私有地に公共の工作物をつくるということが果たして町民に理解できるのか。以前消防機材庫、ポンプ小屋でありますけれども、民地に建てられてあったということが発覚し、大変問題になりました。それ以来公共の施設というのは、民地には建設されていないと思います。今この産直施設、7,500万円の予算のうちの3,600万円ほど減額されておりますけれども、どのような工事内容に使用されたのか、伺います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

今年度工事いたしましたのは駐車場の部分、面積にしますと2,397平米でございますが、国土交通省、いわゆる道路敷地の部分埋め立てて平らにしている部分と、大阪有機化学工業さんの分を956平米借りまして、そこの分を駐車場の整備と後ろのほうの青葉台団地の中を通る町道の矢板の保守といひますか、土どめの部分、これで金額にしまして2,002万3,500円という工事費でございます。

委員長（筒井義昭君） 2 番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） この工事は、あくまでも国交省のときもありますけれども、民地に対する工事であります。産直施設、それも民間で建設予定という説明であります。隣地に町有地があり、そこにトイレ等を設置し、共同で駐車場を利用するというような名目で町の予算が使われるのであればある程度理解が得られると思います。まるっきり民地に対してこのように町の予算を使うということが果たしていいのか、それに対して計画がまだでき上がっていないということで減額になっております。これは町民に対しての説明も、地元に対しての説明もなされていないと思いますけれども、よく町長は町民の声を伺ってというようにお話しします。この間の先月行われました地元での懇談会、この問題も出ました。地元には何の説明もないと、どのような建物が建ってどのような利用がされるのか一切説明がないということで意見を求められました。答弁としては、あの土地は民地であり、私有地でありますので、公共の工作物を建てるものではありませんというような答弁をたしかなさったはずだと思っております。町長は、町民の声に対してどのように理解しているのか、また町民の声を伺っているのか、伺いたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、産直施設が町として受け入れをする、だけれども、その当時購入していただいた時点で、例えば後ろの町道からあの施設に入る導入路が4カ所ぐらいに分かれていたということがあったと思います。それに付随する道路が導入路要らないのですよという形であれば、土どめの工事等はそれは当然町として町道ですから行うということを事前に、あの活用については町がしっかりと国土交通省との対応もいたしますよという当時の約束事があったように伺っております。それらについて土どめの工事、今まで4カ所あったのが1カ所しか要らないから全部とめてくださいよと、それから排水路についても整備されていなかった、また国土交通省地内のあそこは町でなければだめですよとい

うのは、国交省さんからも舗装等に関しても言われておりました。それらについて町としての責務を約束したことは負うというのは、行政の継続という点から見れば当然のことかなと思っています。

そして民間の施設のあり方については、それは建て主が時期が来たら公開して、公募にして参加していただく農家の皆さんとか声をかけていただくというふうに向っておりますし、それらが中の事業の中身までをまだ私自身にも報告受けておりません。どのような設計になりましたやの設計等もまだ届いていない状態の中でどのような説明を、私が地元の町民に伺われたらわかることだけは常にお答えをしてくている状況であります。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 2 番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） それでは、今減額になりました予算、これから計画が出るというようなご説明でありました。それでは、その産直施設が工事されるに当たって、町ではどのようにかわっていかうと考えているのか、伺わせてください。

委員長（筒井義昭君） 堀田副町長。

副町長（堀田堅志君） それでは、前の質問の中で地域への説明がないというふうなお話がありました。これは、大阪有機さんで産直施設を建てるというふうな計画があった時点で、会社のほうで各集落の区長さんにその説明会があったというふうなことでございます。少しずつその計画が具体化していく中でも、白木から服部興野あるいは茂り松までの区長さんを含めて、その事業の計画あるいは進捗状況について説明があったというふうなことで認識をしてございます。ただ、今回の駐車場、ことし町で工事を行いました駐車場については、今町長が申し上げましたとおり、国交省酒田河川国道事務所との協定の中で、町にしか貸せないというふうなことで、町には貸しますのでぜひ必要があったら町で舗装をしてくださいというふうな条件付きの使用貸借であるというふうなことから町で舗装工事をやったというふうな経過でございます。

それから、トイレについては、昨年の議会でもちょっと内容変更について説明を申し上げたはずでございますが、当初計画は町で公衆用トイレを単独で建設をするというふうな計画を持ちました。ただ、いろんな状況を判断した中で、やはり今指摘あったように私有地の中に町の公衆トイレを建設するというのはちょっとふぐあいが生じるというふうなことで、これから建設される直売所の中のトイレを少し拡張していただいて、直売施設を利用されない方、想定しているのは旧青山本邸においでになる方あるいは一般のあそこを通行するドライバーの皆さん方がトイレを使うような公衆的なスペースも少し拡大をしていきたいというふうなことで大阪有機さんのほうには申し入れをし、その拡張になる部分のスペースについて補助というふうな形で24年度の予算から出したいというふうなことで今回の実施計画に計上をしておるところでございます。

委員長（筒井義昭君） 2 番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） まだ計画が出ていないということで、24年度に予算計上したいということになりますので、その予算委員会においてまた質問させていただきたいと思います。

私の質問は、これで終わります。

委員長（筒井義昭君） これで2 番、高橋久一委員の質問を終了いたします。

4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） 私のほうからも質問させていただきます。

補正予算書の17ページ、商工費、3目の観光費、13節の委託費168万円、設計管理委託料、その下の15節工事請負費2,480万円の内訳をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まず、15節の工事請負費のほうからですが、あぼん西浜、皆さんに大変多くご利用いただきありがとうございます。大分施設も老朽化してまいりまして、この間天井の一部が落ちてまいりまして、それを中を見てもみたら、天井の口体から天井を支えるためのステイが出ているのですが、その鉄骨がさびてまいりまして、引き続き天井が落下する危険性があるということで今応急措置をしておりますが、全面的なその改修をするというのが2,400万円予定をしております。あわせてふれんどりいの中のネット、これも大分使い込んでおりますが、もう使用にたえなくなっておりますので約80万円、合計2,480万円の工事を予定しているところでございます。

その上の13節の委託料につきましては、その設計と設計管理に関する委託料でございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） あぼんの天井とふれんどりいのネットということでした。あぼんの天井は、何日か前から抜け落ちていましたということで補修していただいておりますけれども、この観光費、ここ5年間で3億円近い観光施設整備費が投じているのです。何とかしらい自然館、体育館建設工事を含めない工事であります、3億円近い観光費。ことしの3号、2号補正が純粹の増額であれば3億9,000万円近くなると思われます。改修、修繕にこれだけの血税を投じてよいものか、1点伺います。

また、今後遊楽里の改修も予想されると考えます。この額は、まだまだ観光施設への投資は膨らむと思われるんですが、この辺どう思いますか。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

あぼんを含みます観光施設の大型の補修あるいは改修工事がこの5年間でかなりの金額上っているというのは、委員ご指摘のとおりでございます。これは、ご存じのとおりリーディングプロジェクト事業で吹浦地区に今の遊楽里を含めた大型の観光施設を建設して以来11年が経過をいたしまして、特に設備を中心にちょうど更新の時期を迎えているという、こういう事情がございます。大体同じ時期に整備をいたしましたので、更新についても同じ時期に重なるという傾向はありますけれども、たまたま昨年、一昨年には景気浮揚のための国の大幅な交付金があったので、これは町の負担なしでこれらに優先的に該当させていただいたという、こういう事情もございます。しかしながら、今後これからでございますが、特に遊楽里を中心にして外装の大型の改修、こういったことも予想されておるわけでありまして、億単位の金がまたここから支出されるというふうなこともそのとおりでございます。そのため、町としては観光施設整備基金を充実をさせていただいて、計画的な改修に努めていきたいというふうを考えておりますが、一方ではご存じのとおり大平山荘でありますとか、古い観光施設もたくさんござい

まして、こういったものをどういうふうにして計画していくのかということについて課題となっております。これは、来年度のことになりますけれども、戦略的な観光施設の計画策定をするということで、新たな事業を立ち上げて大平山荘、それから遊樂里、それから「ふらっと」、こういったところの改修をどのようにしていくかという計画をやっぱり立てなければいけないのではないかというふうになっておりまして、それらの中で議論をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

基金については、企画課長からお話ありました観光施設整備基金、現在の基金の状況が1億8,000万円ほどの基金の状況、今回の補正の結果を受けてという形になりますけれども、そういう状況にございます。ただいま企画課長のほうから答弁ありましたように、抱えている町の観光施設の現状、大きなものがございます。したがって、財政負担という形の中におきまして、財政を担当する所管課といたしましては、入湯税の一定の利活用を図りながら、これらを基金に構築をしながら、今後の大規模改修等に備えていきたいというふうを考えているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 22年度決算入湯税は、1,547万3,700円であります。町への収入は、出資配当200株に対し1株2,500円であります。計年間50万円です。22年度入湯税は、このように1,547万3,700円であります。出資配当に関しては、22年度は赤字というので入っておりません。年間6,000万円から8,000万円の血税が注がれております。それですら入湯税収入は、年々減少しているのが事実であります。今後指定管理団体の運営のあり方と町のかかわり方をいま一度立ちどまって考える必要があるのではないのでしょうか。この辺伺いたいします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町長（時田博機君） 今土門勝子委員から非常に貴重な意見いただいたと思っています。施設はいっぱいできました。けれども、10年過ぎてもう本当に屋根までも、遊樂里の屋根までも改修をしなければならない。昨年は、遊樂里においてエアコンが作動しなくて、夏に本当に暑くて暑くて食事もできなかったという指摘もこの議場で行われておりますし、エレベーターも改修しなければならない。特に機材関係、パソコンを作動させるウィンドウズは98のままで新しい施設は導入できないというような施設でございます。施設が40億円ほどの大きな投資をしたメンテナンスをどうやっていくかというのがやっぱり大きな課題であろうと思っています。

私は、議会の時代も入湯税の一定額はやっぱり観光施設整備基金に基金として入れるべきだと申しておりましたが、自分が就任してからは入湯税は足りないと、観光施設整備基金の一定の目標、観光施設整備基金の基金は3億円欲しいのだということを目標を設けながら、財政を節約しながら何とかそこいかないと大規模な補修にはいかないと思っています。総合交流促進施設株式会社、また指定管理団体であります財団法人遊佐町観光開発とありますけれども、いずれにしても施設自体は町の持ち物という形の中で、負担のあり方はそれは当然検討しなければならないと思っていますが、すべて施設、何十万円以上、そういうルールに基づいてこれまでやってきて、ただここ何年間というのですか、

開業当初は施設の改修は行わなくてよかったのですが、10年になっていろんなものが壊れて、私は今就任以来施設の改修にきゅうきゅうをしております。大平山荘につきましては、建てるよりも補修費のほうが完全に高くなったのかなと思っております。それら考えますときに、町が言っていたスクラップ・アンド・ビルドというのは、果たして本当に町としてここやってきたのかなという思いもいたしているところで、だけれどもお客さんは毎日来ているという遊樂里、あぼん等ございますので、今10年目、11年目、12年目あたりがやっぱり一番改修のピークなのかな、補修の、そんな意味を含めながら、ふぐあいはお客さんにはかけられないという思いもしながら、節約をしながら観光施設整備基金、年間で今1億8,000万円ぐらいしかないという申し出ありましたけれども、それを3億円を目標にやっぱり大規模なものに備えていかなければと思っています。

頭の痛いのは、展示ホールが今写真展、斎藤政広氏の鳥海山の写真展やっていますけれども、開業してもうリニューアルをしなければならない。まだまだ施設として古くなったものもございます。それらは、総合交流促進施設株式会社では、例えば液晶テレビですけれども、町に頼ることなく総合交流株式会社のリースでそれを毎年払うという形で対応させてきていただいているということでございます。そのトータルの金額も酒田市とどうやって観光施設テレビ買いかえしましたかと言ったら、ああ、全部市に買ってもらったという八幡の施設とか平田の施設とか見れば、我が町は多少なりともそういうリースで会社のほうでとかという思いはそんな決していないという、すべてが町に頼るではなくて頑張ろうやとして職員一同頑張っているということをご理解をいただきたいと思っています。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） ちなみに、入湯税は年間1,500万円から1,600万円ぐらい入っております。そういう数字でありますので、今回の補正で2,600万円ぐらいをかけて今あぼんを修理いたします。町民からは、いろいろな意見が聞こえてきます。あぼんの床が滑るとか、露天ぶろの入り口が狭くて奥に入れないとか、いろいろな意見が聞こえます。貴重な税金ですので、この際工事しながら、多分私の考えではまだやらなければならないことが多分出てくるのではないかと思います。その辺をしっかりとまた補正、追加と言わないように設計屋さんから見ていただいて、この辺しっかりとこの際に直していただきたい。そしてその直していただく時期、それから何日間ぐらいかかるのか、その辺をお伺いいたします。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 入湯税のお話いただきました。入湯税は、今委員おっしゃったおりなのですが、指定管理の株式会社との関係というのは、つまり施設改修について負担をすべきではないかというふうなお話だと思います。これも議会の中では、何年か前からいろいろお話をいただいております。町の考え方としては、例えば会社の内部留保がたくさんあって、その内部留保を施設改修に使うべきだというような経営状態がずっと続いているということであれば、そういうことも当然話し合いの中でできるのではないかと思います。昨年赤字転落という今の現状でありますし、またこの間ずっと満額配当してきたという経過もありますので、もしその新たな設備投資をして、会社の経営について一定の影響を与えるということになるとすれば、これはまたさまざまな問題があるのではないかというふうなことも考えているところであります。通常の場合でありますというと、指定管理料を町は出して指

定管理をしていただくというのは普通のあり方でありますので、第三セクターであるがゆえに多少今町長が言ったように、皆さんで出してくださいというふうなことも言えるわけなのですが、通常の株式会社の場合でありますという、採算がとれなければ撤退をしますというふうなことになってしまいますので、負担を求めることができるかどうかというのは、それぞれの組み合わせによって変わるというふうなことを考えております。

それから、今のあぼんの天井の件でございますが、これも当初からちゃんと計画してということで、そのとおりでございますが、私もまさかあぼんの天井が落ちるというふうなことは想定をしておらずで、いや、落ちてみたらちょっと重症だったということで、今は落ちないようにステイを新しくつけて仮にはしていますけれども、それはやっぱり根本的に直さなければいけないということで今回補正をお願いしているものでございます。

期間は、実はことは何回か休んでまた工事をさせていただきましたので、それもまた営業成績にはね返りまして、1日休むと幾ら損ということになりますので、なるべく短くしたいのですけれども、多分3週間ぐらいはとらなければいけないかなと。バブルジェットとかその他のものについても休んだときに一斉に直しましょうというふうなことで、今回の予算の中には計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

委員長（筒井義昭君） 4番、土門勝子委員。

4番（土門勝子君） 修理するには、3週間ぐらいがかかると言っておりましたけれども、その間はまず愛好者からは我慢をしていただくと、そう考えてよろしいでしょうか。

そしてあぼんがみんなが町民、それからまたほかの市町村からもういっぱい来て、愛好者がいっぱいおります。サービス業でありますので、従業員については当たり前のことですけれども、あいさつしっかりとしていただきたいなと思っております。私サービス業何十年かやってきましたけれども、たった1つだけ財産残しました。それはあいさつです。「いらっしゃいませ」、「ありがとうございました」、「こんにちは」、それは小学校でもできます。そのぐらいは社員教育としてしっかりと教育していただきたい、休みの間にと思います。これでこの項は終わります。

それでは、答弁をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 工事期間中でございますが、これは代替施設として遊楽里のほうの温泉を活用いただくということになろうかと思います。ただ、あぼんと全く同じように時間帯が利用できるかどうかについては、これまでの従前の例を参考にして決めていただきたいというふうに思っております。

それから、従業員の接客態度ということだろうと思いますが、私は株式会社の役員でもありませんし、指揮監督する立場にはないのですが、一般的なお話を会社のほうにさせていただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私の指導が至らなかったのでしょうか。ただ組織としては昨年から半ば過ぎ、遊佐町の出身の本部長から来ていただいて、しっかりと以前よりはよくなったねというふうにこの間遊

佐のふるさと会、東京であったときに、いつも厳しいご指摘をいただく方から多少よくなりましたよということをしていただいてきたところで、これを皆さんに報告するの忘れたなと思っていました。これ職員にも励まして伝えていきたいと、このように思っております。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） よろしくをお願いします。

それでは、もう一カ所、一般会計の歳出のほうで11ページ、2 款総務費、1 項総務管理費の1 目の一般管理費、15 節施設整備工事費94万5,000円とあるが、その内訳をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

工事の中身についてですが、防災センター、お隣にありますけれども、その入り口の風除、風を防ぐ装置の工事52万5,000円ほど、これ冬期間になりますと北西の季節風が大変強い地域でございます。あの入り口を通られるときに、屋根はかかっているのですが、あそこを通り抜ける風強いものですから、訪れる皆さんのほうから何とか風を弱める方法ないだろうかというような声をいただいたところでございます。取り外し型の風を防ぐ施設を設置をしたいということで、北西の季節風ですので、西側の片面だけにその取り付けをさせていただきたいという工事のお願いでございます。

もう一点は、同じ防災センターの健康支援系の防犯ネット設置工事42万円ほど予定してございます。この工事を施工いたしたいという思いは、夜間になりますと会議等でも防災センター活用してございます。健康支援系のほう、係員不在になった時間帯等でもそういった会議の使用がございしますので、イメージ的には旅館等で売店等にありますように、時間が終わったときにシャッターがおりてくるようなものを当初想定してみましたが、かなり負担等も伴う、また施設の構造上、適切でないであろうというような判断をしまして、ネットによる、中は当然編み目ですから見えるのですが、ここから先には入らないでくださいねという意思表示をさせていただく意味でネットをさせていただくものでございます。健康支援系でございしますので、健康に関するさまざまな個人データ等も取り扱いするポジションでございしますので、そういった配慮をさせていただきたいと思っておりますのでございます。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） 防犯ネット、ちょっとどういうネット、エルパの中にあるような感じのネットなのでしょうか。中の見えるナイロンというか、ああいうネットなのではないかと思いますけれども、何か町民側から見れば入ってくるなよみたいな感じに見えると思いますが、その辺どう思いますか。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） イメージ的には、編み目の大きな感じのネットというふうに想定をしていただけだと思います。確かにここから入らないでくださいねという思いを込めて設置するものでございますので、そういったお願いをさせていくものでございますが、当然職員がいる間はそれは設置ならぬわけですので、職員が全員退庁する以降の時間においてそのネットをカーテンのように引かせていただくという内容のものでございますので、そういった意味では当然そのエリアには電気もついていない消灯している状況でございしますので、お入りにならないでくださいというこちら側の意思を表示させていただくものであります。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） それはわかりました。

防災センターの2階に危機管理、それから教育委員会がありますけれども、私が用があつて教育長にきょう来たと、来庁したと、そしたらどうされますか。防災センターに教育委員会がありますから、防災センターのほうに行ってくださいと言うのか、それとも教育長が町民に來られて話しするのか、その辺どう考えているのかお伺いします。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

通常の場合ですと、来客があつた場合には防災センターのほうにご案内をしているというところがございます。また、町民サロン等がございまして、一定の用件でお見えになったお客様については、町民の皆さんについてはワンストップ型でそれぞれの要件にすることがそこで窓口を複数回らなくても済むように対応もさせていただいておりますが、そのもののケース・バイ・ケースの中で対応をさせていただいているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） どうしても教育委員会に用があると、町民が、そしたらきょうみたいに雪降っていますよね。寒いんですよね。一たん本庁舎に来て、外に出て、また防災センターのほうに行きなさいと言われて、そして教育委員会は2階ですよと言われて、あそこ外靴を脱いで、そして上がらなければいけませんね。あれちょっと町民には負担がかかるのではないかなと思っております。ましてや高齢者や障害者の方は、大変なのかなと思いますので、先に本庁舎のほうに教育委員会を配置することは不可能だったのでしょうか、その辺をお伺いします。

委員長（筒井義昭君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） 配置については、行政事務改善の中で町民の皆さんの来客の状況も踏まえながら、また防災センターとしての機能の観点等踏まえて配置をさせていただいたところでございます。基本的には、地域防災計画の中においては、避難所、そういったところの対応をするポジションが健康福祉課のほうになってございます。その町民の健康を守る部分での健康支援系の配置、それから学校も当然避難施設になります。そういった意味におきまして、連絡体制等の中においても大変来客される町民の皆さんには、大分今現在ご理解をいただいているのかなとは思いますが、お隣の防災センターのほうに行ってくださいことになりまして、その分ご負担はおかけいたしますけれども、ご理解をいただいているところでございます。

また、入り口での土足をという部分については、これもいろいろ議論ございました。結果といたしましては、今健康支援係が入っている関係もございまして、子供たちの健診事業も実施させていただいている施設でございますので、衛生管理上も含めて大変土足を脱いでということのご理解をいただいているところであります。

なお、お体の不自由な方々、それからご高齢の方がいらっしゃる、階段を上っていくということが困難なような方については、当然にして職員がその場に出向いて対応させていただく、こういったこと

を心がけさせていただいておりますので、向こうの施設に行っていただくというよりもご案内する気持ちでいつも対応させていただいておりますので、よろしくご理解をいただければと思います。

委員長（筒井義昭君） 4 番、土門勝子委員。

4 番（土門勝子君） 今後ともこの課の適正適所、そのことを考えて配置をしていただきたいと思います。

私の質疑はこれで終わります。町長から一言お願いします。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、防災センターにつきましては、私が就任する以前にもう課の配置は決まっていたということをまずご理解をいただきたいと思います。それから、入り口につきましても一遍スロープ等、車いす用のスロープ等、玄関の形状等、1年以内に改修をさせていただきました。そしてまた、ことしは後ろの今度階段のステップですか、ちっちゃかったということで、これもまた改修をさせていただきました。つくったばかりの施設がまさに2年続けて改修をしなければならないということ、非常に大変申しわけなく思っております。私自身もその時代は議会議員でありましたので、議会議員としてのチェックも不足していたのかなと思っております。ただ、大きな連絡通路等もこれまで準備をされてきませんでした。この辺は、大きな理由があったと思っております。会計検査、国の会計検査が終わるまではそういう口体の大きな改造には手をつけられないであろうと思っておりました。そのため、こういう議会でも教育委員会、裏口通路を傘差して、雨降ると、そしてこっちの本庁舎まで来ていたという経緯も非常に申しわけなく思っております。会計検査がやっと先日防災センターは見ないで終了したと思っております。建設の目的に沿ったつくり方、使用がしていたのかなというときに、非常に国の会計検査に対して町は本当に応急対応で、どのように防災センターとして活用していたのかということが問われる問題も多少あろうかと思えますけれども、いよいよ皆さんのお許しを得れば裏口、ちょうどあぼん西浜に接続はしていないのですけれども、屋根のついた通路みたいな形でとりみ亭がつながっていますけれども、ああいう簡易な形で接続をしないで雨に当たらないで庁舎内の移動ができるような、町の業者であればなと思っていますけれども、何せ建設当時2年続けて玄関と裏口補修をし、そして2階が実は階段が1カ所しかない、果たしてこれが本当に防災という形でいけば適正なのかというところもう一回検証しないと、これについて向かっていけないだろうなという反省もありますので、それらを含めて検討させていただきたいと、このように思っています。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） これで4番、土門勝子委員の質問は終了いたします。

9番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 昼の休憩前ですので、ちょっと簡単な答弁が来るところからお聞きいたします。

19ページに外国人英語助手招致費が11万5,000円ですか、これが今補正になっておりますけれども、これについてご説明いただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） これにつきましては、A L Tの給与の保障ということになっております。A L Tの給与につきましては、月額30万円保障という形で規定上されておまして、今般の住民税の増額によりまして、その基準を若干下回るというようなことがございますので、その保障のために給与をかさ上げたという状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 保障ということでしたけれども、学校の先生についてもこれは保障、住民税の値上がりについてはこういうことはしないわけですね。この外国人英語助手だけということです。保障ということなのですから、保障と住民税とまた一緒に考えているようですね、保障は保障で住民税の値上がりは値上がりという状況の中で、この保障の中から値上がり分はお願いできるようなというような考え方は持てなかったのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 月額30万円の確保ということについては、その派遣をいただく場合の規則に基づいて規定で定められているところでございまして、そのことを確保したいということでございまして。月額の30万円の手取りといえますか、その部分の確保をするという中身でございましたので、税を除いた部分の確保をしたいと、こういうことでございまして。そこが住民税が平成21年の夏においでいただきましたけれども、そこは半年間の勤務でございました。そうしますと、翌年にはね返る部分が半年間分の住民税ということになりましたけれども、今般は平成22年中の1年間の勤務ということになりましたので、住民税が上がったということでございましたので、その不足がありましたので、そこを上乗せをして給与を見たと、こういうことでございます。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） この件につきましては、まずご説明いただきましたので、ありがとうございます。

それからもう一つ、簡単な質問で21ページの社会体育施設費にかぎの管理委託料というのが載っております、2万4,000円。これについても一応ご説明いただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 社会体育施設関連については、かぎの保管をさまざまな方に、近隣の方々にそのかぎ管理ということをお願いをしておりますが、菅里体育館の部分について、非常に利用頻度もあるということで、ほとんど毎日のようにそのかぎ管理をしていただいているという実情がございました。そして実際今管理をしていただいている方との協議の中で、やはり現在お願いをしている委託の料金ではなかなかちょっと大変だという申し出もございまして、その方との協議の中で少し委託料を上げさせていただいたということで今回補正をお願いをしているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員の再質問を保留いたしまして、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分）

休

憩

委員長（筒井義昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

また、委員より答弁内容が聞こえづらいという発言もございますので、答弁される際はマイクを近づけた上答弁いただきますようによろしくお願いいたします。

上衣はご自由にしてください。

（午後 1 時）

委員長（筒井義昭君） それでは、9 番、土門治明委員の再質問を保留しておりますので、9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） かぎの今の補正の部分は、旧菅里中学校体育館の民間への委託という説明いただきました。また、夜間の使用につきましては、各地区の体育館も同じように一般の方にかぎの管理をお願いしていると思います。そしてまた、町民体育館につきましては、シルバー人材のほうから夜間のほうは見てもらっておるわけですが、もちろんかぎのほうもシルバー人材さんのほうで扱っていると思いますが、町民体育館についてはどのような取り扱いをしておるところでございましょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 町民体育館につきましては、指定管理を体育協会さんのほうにお願いをしておりますので、そこでの管理をお願いしているところでございます。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） そして体育館の中には、またさまざまな重要なものを保管しておく金庫とか、そういう書類の棚があると思いますけれども、それらの管理につきましては、そのかぎにつきましてはもうシルバー人材のほうで管理しているのでしょうか。体協のほうで指定管理されておるので、体協のほうでだれかが管理しているということになっていると思いますけれども、それはどのようにやっているのでしょうか。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 体育館につきましては、体育協会さんのほうにお願いをしているということになります。それで今回いろいろな件がございましたけれども、とりわけ金庫の部分についての管理については、まず有人、人がいるときには、事務室に人がいるときには事務室も当然あけておりますし、また金庫等が保管されている部屋についても、コピー機なんかもございまして、そこについては施錠はしていないという状況でございます。そして夜間の管理を日中の管理から夜間の管理に移るとき、これについてはまず奥の金庫と重要な書類のある部屋については施錠をしております。夜間の管理人が入ることになります。それで夜間の管理人が入ったときに、当然巡回等もございまして、事務室にだれもいないというような状況が出てくる場合もございしますが、その際については事務室についてもかぎをかけるということにしております。この間いろいろな今回の件の後で体育協会さんともいろいろと協議をさせていただいて、さまざまなものの管理については十分注意をしていただくようお願いをしたところでございますけれども、夜間の巡回等に関しても無人になるといった場合については事務室もかぎをかけるということで、二重にかぎをかけるというような体制で今現在進行しているという状況でございます。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） そのことがあった後、そういうふうに注意をしてかぎをかけるようになったということですね。その前は、やはりそういうことは想定もしていなかったと思いますし、かぎの管理保管につきましては何も注意をしていなかったと思いますが、それでも今これから注意をしてもやはり夜間の場合は何か起きるのではないかと、まだ心配があります。というのは、忘れるということです。そういうこともありますので、そういう大変現金とかそういうものにつきましては、もっと別の場所とか、もっと完全に心配のないような庁舎の中のほうに持ってくるとか、そういう別の考え方で発生しないような対策というのも必要ではないかと思いますので、ただただかぎをかけてくださいと管理人のほうにお願いしても、やはり人間ですから何か起きると思います。起こらないのが普通なのですけれども、またそういうことが起こらないようにまず私の言ったようなことも検討していただければと思いますが。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 今回の件を受けて、そういうふうな対応をさせてもらったということで、これである程度といいますか、十分注意をして今回の対応で大丈夫ではないかという形で進んできたわけですが、今お話のとおりさらに違った方法でその管理の関係ができないのかどうか、体育協会とももう一度お話しして対応について考えていきたいというふうにして思います。

それで、実際その現金の取り扱いについてもお話をしたところでございますが、現金を取り扱わないでその振り込みというような形での対応もできないかという話もしたわけですが、この間体育協会のほうでも指定管理していただいて、いろいろな経費節減に取り組んではいただいていたところですが、振り込み等々とかかなりの件数ございまして、その振り込み手数料の経費もばかにならないというような実情もございまして、いろんな支払いの関係で現金化せざるを得ない経費もございましたということになるわけですが、そういう事情もありますので、その部分も踏まえて別の対処の方法がとれないのかどうか、もう一度体育協会さんともお話をさせていただきたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） かぎをかければという一つの安全策ではなくて、対策ではなくて、やはり 1 つ、2 つと考えられるすべての対策をこれから対応していただきたいなと思います。あのように新聞に報道されるというのは、遊佐町にとっては大変屈辱的なことだったので、もう二度とあのようなことは起こらないようにしてほしいと思います。この件につきましては、これで終わります。

次に、先ほど 2 番委員さんからもご質問ありましたけれども、17ページの商工振興費の比子の駐車場につきましては、先ほどご説明いただきましたので、それよくわかりました。その先のことなのですが、今年度の工事の着工が延期になったという原因についてのひとつお聞かせ願いたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

産直施設につきましては、現在運営する役員の人選に入っているということでございますけれども、当初もっと早く人選をして、早く呼びかけをして、中を決めてから工事にかかるということでしたけれ

ども、そこの部分が今若干おくらしているのかなということで、先ほど申し上げましたけれども、当初来年の4月からすぐオープン予定だったのですが、現在のところ2カ月ほどおくらしているということで、6月ごろにはオープンできるということの見通しで今動いてございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 6月には開業できるというようなお話でした。2カ月おくれということで、ということだとすると、これからまだ図面とかそういうものも役場のほうには来ていないというお話でした。それがこれ今度正月入って、正月はまず同じ月でも仕事する月はかなり短い月でございますし、2月はまた短いし、そして冬だし、これ順調に工事とかできて、6月という計画というのはどうかなと、またおくれるのではないかなと思います。まだ設計図も来ていないというものですから、だから私はその辺を心配しているところです。それがおくれた要因というのは、私はやはり何らかのと言いますけれども、やはり要因はあると思うのです。それは、課長のほうもその事業主体の会社のほうに何度も打ち合わせに行っていると思いますし、その中での正直なところを聞いていると思います。その辺は、やはり今の世界経済の影響がここに来ているのかなと、私はまず大分上から見るとそんな感じするのです。そうした場合、それが私の想像がもし当たっていれば、来年の6月というのもこれちょっとまた延期になるのかなという心配していますので、私の想像は全然違うというような課長の答弁あればいただきたいと思いますけれども。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） 今の経済状況がということで、少なくとも我々今接している段階では、例えば経済状況が悪くて進出できないとかということではないように感じてございます。純粋にといいますか、地元のサンプル集めたいということもありましてですけれども、その中を運営する役員をどうするかということの人选で純粋におくらしているといいますが、そういうことだなというふうに理解してございますので、決して不景気がどうのこうのということではないというふうに感じてございますので、ただ確かにおっしゃるとおり、これから1月、2月、なかなか忙しい時期といいますが、なりますので、おくれぎみになろうかと思いますが、その辺はしっかり我々も中に入っていって、予定どおりできますように努力する所存でございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 今のような課長のお話をまたその地区の町民の方、それからそこに参画する人たちにも説明しながら、丁寧に説明しながら、その人たちが安心してまたいられるようお願いしたいと思います。やはりおくらしているので、もうできないのではないのかというような心配する方も結構おりますので、大丈夫なのだよという説明をひとつよろしくお願いしたいと思います。それでは、これはこれで終わります。

もう一回教育委員会のほうに戻ります。21ページの文化財保護費の委託料182万4,000円がまた計上されております。これは、また小山崎遺跡の経費でございますけれども、本来であれば今年度国指定を目指してきたわけですが、1年まだ、もう少しちゃんとした遺跡が出てこないで国指定はちょっ

とまだ無理でしたということで、きちんとした遺跡を今年度は掘っているという説明でございました。
どうなのでしょう。来年度は間違いなく出るようなものが遺跡出てきましたか。ひとつお願いします。

委員長（筒井義昭君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 今回調査指導委員会の指導もありまして、第18次の発掘をするということで、9月補正の段階でその発掘調査費については補正をさせていただいたということでございます。9月の半ばから11月の30までということで、若干当初の予定よりは調査期間が延びたということでございます。それは、実際なかなかすぐにいつでも発掘というふうにはならないわけで、一たん発掘をした段階では、その現状、状況を見てこの辺も調査すべきではないかといったような指摘もございまして、そういう意味で調査指導委員会それぞれ専門分野の方いらっしゃいますが、土壌あるいは樹木、樹種の関係の専門家それぞれこの辺をやっぱりきちんと今段階で調べておく必要があるのではないかという形で少し調査期間が延びたという状況でございます。今回その第18次の発掘調査につきまして、27日に現場説明会を実施したわけですが、今回の調査目的は既に第4次の調査ではっきりしておりました水辺の施設、この部分のつながりあるいは範囲と、それからその用途、性格、それについてもう一度検証するというようなことで補足の調査をさせていただいたということでございます。行って水辺の施設の広がりについては確認をできたということと、それからさらに水路といいますか、石敷きが両側にあって、中が少しくぼんでいるところがございまして、ここは縄文人がひょっとしたら通路で利用したところではないか、あるいは水路で利用したのではないかということで、その形跡が山手のほうから少しカーブを描いて第4次の調査したところにつながっていると。さらに、柱の列が数本見つかっておりまして、これも種類の違う柱の性質のものがあって、ひょっとしたら構造物があったのではないかというようなことであります。それから、その昔の地層の流れ等々も全部ひっくるめてこれからの検討ということになろうかと思えます。

それでいろんな遺物が出ておりますけれども、それについての土壌の分析、さらに遺物、骨、動物の骨等々も出てきておりますので、それらの調査分析等々が必要でございましたので、今回さらに調査分析の委託ということでここに補正予算を計上させていただいたということで、この調査結果を含めて来年度概要報告、総括報告書を作成をしていくと、こういう段取りになってございます。

委員長（筒井義昭君） 9番、土門治明委員。

9番（土門治明君） 段取りを今聞きますと、来年度報告書をつくって申請して、再来年度に向けてというまたお話でしたよね。1年また延びたということで、また国指定になるのが待ち遠しく、待っていますので、よろしく願いしたいと思います。また頑張ってください。早く国指定してもらって、そして国からの立派な資料館というものを実現させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。この件は、これで終わります。

16ページの水産業費に移ります。負担金として20万円、めじかへの負担金が今回新しく、初めてかな、計上されております。この負担金につきましては、想像はできるのですが、どのようないきさつで新規にこれを補正で出したのか、その辺の経緯をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

めじかというのは、ご存じのとおり北海道のほうでとれる高級魚なのですけれども、そのふるさとが遊佐町であるということで、前々からそちらの漁業者の方とうちのほうの方々の交流というのは独自にというか個別にございました。今度実を言うと来年度に向けて県の事業を活用しながら、ふ化事業のほうもやっていきたいなと。めじかのふるさととしてのふ化事業のほうのための協議会も県の事業というならやっていきたいなということの考えなのですけれども、その前に今年度そういうお話をしましたところ、向こうのほうからもこちらのほうに視察といいますか、そのふるさとというものを見に行きたいというお話がありまして、とりあえずめじかの里のプレ事業といたしまして、向こうから来た人の方のための受け入れのための負担金に使いたいと。向こうから来た人の方の宿泊費等、食事代等に使うための負担金として今回補正させていただきたいというふうに思っています。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） めじかというのもサケでしょう。では、ふ化というのはめじかとサケと分けてふ化するわけですか、これ。サケは、まず普通にやっているわけでしょう。だからその辺がちょっとめじか用につくっても、めじかとサケの境というのがよくわからない。確かにこの前特産品の試食会でいただきました、少し。確かにサケよりおいしいでしょうと言われればおいしいかなと。サケもおいしいと思うのですけれども、サケです、食べてみると。それをどのように分けて負担金を出して事業を始めるのかというところがちょっとまだわからないのです。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

端的に申しますと、めじかとサケのふ化も同じでございます。同じサケの卵なのですけれども、ただサケの卵ってどこにでもあるのですけれども、うちはめじかの卵だぞということで、ちょっとほかの地域と差別化しようかなということです。来年度から県事業ではソフト事業なのですけれども、最終的にはその事業の行き先といいますか、ふ化事業の増大、サケの生産、当然サケの生産の増大にもつながるわけなのですけれども、そちらのほうの将来的にハード事業を含めた形でのサケ増産事業のほうに持っていきたいなというふうに思っていますので、めじかと普通のサケ、シロザケを分けるということではなくて、すべてをこの遊佐町をめじかの里という差別化した形でサケのふ化事業を発展させていきたいなというふうに思っています。当然生まれたサケは、北海道にやっではめじかになりますし、帰ってきて、今サケの加工品も東京のアンテナショップ等で売られていますので、大変な売れ行きだという話も聞いてございます。そういったものも含めまして、めじかと帰ってきたサケについてはそういう付加価値をつけたような形での増産体制、増産事業にしていきたいなということでございますので、結論言いますと同じでございます、普通のサケの卵と。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） 米で言えばつや姫だというものを確立していきたいということですよ。これ負担金といっても一番の利益を受けるのは北海道の漁民のほうだと思います。向こうのほうは、こっこのほうに研修に来たり、そのときにこっこのほうでは接待する。昨年は、きらきらマイタウン事業で向こうのほうに訪問したということもありましたけれども、向こうのほうではやはり負担金というのもその事業については考えているのかなと思います。その辺はどうなのでしょう。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 今町では、あるものからまず全国ブランドに発信していこうという形で、町の特産品のブランド化してこの地域の生き残りをかけているわけです。そしてここから放流した魚がオホーツクとか北海道でとられるとき、脂身がもう十分にまだ乗り切っためじかという品種もいると、それ早生の品種だと伺っていました。早いやつとおそいやつがあるということは伺っていますけれども、これらが協議会、今、来年度から協議会立ち上げようとしているのは、施設のにもかなり老朽化しています、箕輪も升川も高瀬川もふ化施設も。それらをやっぱりハード的に整えるときには、協議会をつくってくださいよというのは県の水産課の指導です。そして指導ということは、JAのカントリーエレベーターと同じです。JAさんに直接補助金は行かないと、ハードの施設やるとしても。町を通してでなければ、県、町を通してでなければ補助金はつかないのですよという指導のもとに、そういう協議会、そしてその準備の段階の今特産品の発信を議会の皆さんからぜひともしなければならぬのだということと言われている、この地域の生き残りをかけて、あるもののブラッシュアップして全国に発信しようとしている事業の大きな流れの一つというふうに理解をしていかないと、個々の事業があれば、これだから、損得の話ししていたら、それは町として何もなくて、逆に言うともう何もなくていいのですよ、民間に全部任せていけばという発想にも、非常に怖い発想になりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思っています。

事業の内容については、課長をもって答弁させます。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） ただいま町長から全体の大きい流れの中でのただいまの事業説明いただきました。この事業については、今町長申しましたとおり、来年に向けたためのプレ事業なのですが、来年度以降、ただいま委員ご質問ありました北海道のほうでは負担金どうなのかということですが、全国的に水産庁のほうの事業の中でも県と県をまたいだ事業というのは余り例がないのだそうでございますけれども、そういう意味でも結構注目されているということですが、当然うちのほうとそれから相手側のほうからも応分の負担金をいただくような形になろうかと思えます。ただそれは、まだ話し合いの緒についたばかりですので、どういうふうな形になるかというのはこれから決まっていくわけでございますけれども、そのためのお互いのやりとりの取っかかりといいますか、ということで今回の事業をご理解いただきたいというふうに思っております。育てる漁業ということを今目指しているわけですが、なかなか育ったところととれるところというのは違うと、魚がなかなかいろいろ回りますので、そういった形でいってもちゃんととれるところと育てるところを連携した形での新しい漁業といいますかのあり方を模索すべきではないかなというふうなことも思いまして、この事業に取り組みたいなというふうに思っております。

委員長（筒井義昭君） 9 番、土門治明委員。

9 番（土門治明君） めじかを遊佐町の特産品として全国ブランドにしていこうという事業だというふうに理解しました。この費用につきましては、また県のほうから継続的にいただくと、町のほうでは窓口になっているというようなことでございまして、確かに特産品の試食会におきましては、遊佐町でもパブリカを初めさまざまな特産品開発されておりました。確かにどれもなかなかすばらしく、去年よ

りも、さらにその前よりもだんだん年を追うたびにすばらしいものになっているなというふうに感じました。味も大変よかったです。このめじかにつきましては、やはり私も同様に思いますので、ぜひ一刻も早く全国にメジカの遊佐町だということで発信していただきたいと思います。

私の持ち時間ちょっとこれまでですので、以上で終了いたします。どうもありがとうございます。

委員長（筒井義昭君）　これで9番、土門治明委員の質問を終了いたします。

8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君）　それでは、一般会計の18ページ、歳出の消防費の需用費500万円、これは消防団員の雨具というふうに聞いておりますが、どのような雨具でどういうときにこれから着用して消防団員のためになるのかというふうな、どのようにお考えなのか伺います。

委員長（筒井義昭君）　本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君）　お答えを申し上げます。

ただいまいただきました消耗品500万円、消防団員の雨具、カッパと言われるものでございます。680名の団員に対しまして、単価7,000円掛ける消費税程度のものを予算として要求をさせていただきました。今現在消火活動含めて、水防活動含めて消防団員の方々から頑張ってもらっているわけですが、先般も火災発生した折は、夜間の雨降りの状態でございました。去年の火災発生、松山方面で発生したときもかなり寒い中での消火作業やっていただきました。そういった中でカッパについては防寒部分については個人の対応になって現在おりますけれども、今回対応させていただきます雨具については、上下で防寒、それから雨をはじく、こういった中で作業をしていただくものでして、上着の背中部分に消防団の文字を入れさせていただいて作成をさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長（筒井義昭君）　8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君）　まずは、天候も寒いときに、来年の1月の8日は出初め式があるそうでありますが、毎年鼻水を垂らしながら消防団員が凜とした形で歩いているという、あれを見て、ああ、カッパが必要ではないかとずっと感じておりましたが、その辺も含めてお使いになったらどうかなというふうに思って質問したわけなのですが、防水で、これは防火というのは防火加工となるとかなり単価も上がるということなので、基本的に暖房というか暖かさや防水ということで、その雨具ということでわかりました。

今課長からは、後ろには消防のマークを入れるのだというふうにありました。どういうマークか……

（「文字」の声あり）

8番（高橋冠治君）　文字を入れると。では、実はきのう我々議会にも帽子をいただいたのです。よく見たら「ファイヤーマン」と書いてあるのです。つばのところに「遊佐」。ファイヤーマン、簡単に訳すと火男ですね。見て何か違和感が感じて、消防とは一体何だ。ファイヤーマン、見て、ああ、まあ何か日本人としてはファイヤーマン、消防かなと思うのだけれども、消防をちょっとひもといてみたら、ファイヤーのファイター、火と戦う、これが消防なのです、正式の英語は。だからせめて英語に書くときファイヤーマンという日本語のライフラインみたいなわからない英語ではなくて、しっかりしたものを書いていただきたいなというふうに今、後ろに文字を書くと言いましたので、思ったところであ

ります。しっかりした、着用に当たっては、やはり保管もそうですし、その辺のことはしっかりこれから運用していただきたいと、そんなふうに思っています。この項は終わります。

では、お隣の健康福祉課長にお伺いしたいと思います。子ども手当、何ページでした。14ページに子ども手当、一番下段にあります児童措置費3,054万2,000円、これがマイナスということで町にとって、それから子供を育てる親にとって非常に3,000万円というお金が、当てにしたお金が入ってこないという現状であります。ただ1万3,000円の給付が1万円と1万5,000円に分かれたということですが、何せ子供が頭数が多いのでこれぐらいの差額になったのかなというふうに思っていますが、実際小学校が2人いた場合、簡単に言って1万3,000円掛ける2をもらったのが2万6,000円から2万円になったので、簡単に言えば6,000円のマイナスということなのですが、これに対して町といいますか、町民といいますか、どのような反応があるのか、わかれば伺いたい。お願いします。

委員長（筒井義昭君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

制度の改正内容ではなくて、町民の反応という、こういってございましたが、係を通してということになりまして、詳細は把握し切れていないわけですが、率直に申し上げて今委員お話あったように1万5,000円にいわば増額になった部分と1万円というふうに減額になった部分の区分けということなこともございますので、非常に困ったものだ、端的な言い方で言えば。そのままストレートに苦情というような形でどんどん声が届いていると、このような実情ではございません。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） これは、町が決めたことではないので、町には何と言っても仕方ないことなのです。どうしようもないのです。どうしようもないから町民は仕方ないと言っているだけの話であって、いや、本当に子ども手当、町として3,000万円の減は本当は痛いのです。これ多分みんなこの部分は貯金する方もおりますが、やはりそれなり、お子さんの教育費等に使うのだと思います。町としては、当てにした3,000万円が来なかったということで非常に残念なのです。

もう一つお聞きしますが、この子ども手当の昔の児童手当みたいに変わったのですが、その変わるときに事務費、事務関係の歳入の中で10万円ほど来ています。あれは、この制度が変わったから事務のほうで容易でないから歳入として、歳入の7ページにありましたね、たしか。その分で10万円ほど事務委託金として来ているのか、これは総務なのか、歳入は。いいのですか、それで。

委員長（筒井義昭君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 10万円の算出根拠のところまでは把握しておりませんけれども、大枠今委員質問にありましたような、今回10月で支給額含めて支給区分なり、そういう改正があったことによる一定の業務量の増加と、これに伴う10万円というような意味合いでございます。

委員長（筒井義昭君） 8番、高橋冠治委員。

8番（高橋冠治君） はい、わかりました。やはり苦情が来ないから町としてはよかったのではなくて、非常にこれは残念なことであります。国の制度であります、国のマニフェストもばんばん際限な

く変わっていくこの時代でありますので、非常に末端の行政としては大変かなと思って伺ったところがあります。

次に、先ほどからお話にあった公有財産のところでお話をお聞きしたいと思っています。先ほどから13番委員は少し高いのではないかという話をしておりました。当局の説明によると、いろんな土地の見方があって、町としては現時点ですばはベストだというような値段設定して、こういう予算を計上したのだというふうに説明がありました。この高いか安いかは考え方でありまして、これに似た例がありました、過去。皆さんもご承知のとおり、北斗アルミが来たときに月光川の水を守るのだということで生活クラブからの一千六百数十万円のカンパがあって、それで基金をつくったわけです。それで平成元年の年にやっと移転をしていただくということで、5,800万円を町と農協で折半して払っております。そのときの5,800万円、原野が9,780平米、それから工場用地が1万8,428平米、合わせて2万8,207平米ですから2町8反ぐらいですか、5,800万円。これ工場用地も含むので、こういうやはりそれなりの高額の値段で買収しております。それこそこれが高いか安い、そのときの周辺の農地の価格は大体平米当たり10円から20円だと、1反歩当たり10万円から20万円、そうするとかなりの値段で買ったということでもあります。でもそれなりの理由があって買えたのです。そのために、今我々は安心してお米をつくっていただけるということでもあります。だから今の山の購入価格は、決してべらぼうに高いものとは私は思っておりません。やはりそれなりに用地目的がしっかりしてあるので、私は今回の結果は妥当だというふうに思っていますが、このとき余り高かったものですから、町民から訴えられましたよね。後で和解して万歳というふうになったのですが、やはりこれは遊佐町の町民、農民すべての人方がやはり町の環境を守りたいのだ、清流を守るのだという意気込みがあったのです。やはりこういう意気込みの中で育てられてきた我々の気持ちが今のやっぱり吉出山の購入に至ったのかなというふうに思っています。この運用について少し伺います。生活クラブとは、これからの運用に当たっては相談ということがあります。共同の森ということでやるという話ですが、もし具体的にこういうことをしたら、やはり生活クラブの皆さんと我々と思いが共有できるような事業というものはどういうものか、お考えあればお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

今回この土地の購入に当たりまして、鳥海山湧水域共存の森、これは仮称ですが、設置要綱を案をつくりまして、内部的にも協議をしているところであります。もちろん相手は生活クラブ生協でありますので、これについても夢都里路くらぶ、そして来週には連合会のほうに出向いて協議をするというふうな段取りになっております。具体的な活用の仕方については、これからJA、町で言うと産業課、私のほうも含めて、それから生活クラブ生協、夢都里路くらぶ、それから地元、さらには環境保全団体、こういった皆さんから協議会をつくっていただきまして、少し長期的な計画を立てて、その中で保全をしていくという考え方を持っております。全協で申しあげましたのは、湧水を生かした遊歩道ありますとか散策の道、こういったことをお話をいたしましたけれども、それに加えてやっぱり現場を踏査してみて先ほどもちょっと答弁させていただきましたが、木をやっぱり植えなければいけないと。これは、もちろん本来であれば業者がしっかりした植樹計画を立ててやるべきなのですが、町に

移転した際にやっぱり鳥海山の湧水、そしてこの耕土、農業を守るために木を植えるというふうなことが最も皆さんの合意を得やすい形での活動ではないかなというふうに思っております。夢都里路くらぶは、今遊佐町でいきますというと、西山地域の園芸農家、それからちょっと山手の花卉農家、そういったところにクラブの皆さん来ていただいて、援農していただいておりますけれども、肝心かなめの田んぼのほうは余り人手作業が要らないということで、その辺が空白になっておりますので、農業に援農するということは、もちろん農業を守るということが前提でありますので、そういったところでの植樹と一緒にやるというような形なんかが合意できる内容ではないかなということで、こちらから提案する予定になっております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 8 番、高橋冠治委員。

8 番（高橋冠治君） この北斗アルミ撤退の際は、今選挙管理委員長になっている佐藤さんあたりは現職として非常に頑張ったというような思いも今ふと思い出しまして、あのころご苦労さまでしたと言言言いたいのですが、私昼休みに夢都里路くらぶの代表者といいますか、事務局長にちょっと電話してお聞きしました。受け皿的な部分を夢都里路くらぶが担うのではないかなという話をしましたけれども、そんな大きいことを我々はできないのだと。ただ、それは生活クラブ連合会でしっかり決めていただいて、連合会の中で夢都里路くらぶとしてどういう活動ができるのだと、その範囲の中でやはり頑張れることは我々は最大に頑張るというふうな話をしておりました。やはり援農にわざわざ自腹切ってくる皆さんであります。やはりかなりそういう意識は高い集団でございますので、当然そういった提案をすれば彼女、彼氏方も一生懸命やってくれるのではないかなというふうに思って、私も期待しているところであります。ことしの春には、ちょうど今まで自腹の部分を町もお世話になりまして、200万円ほどの予算をつけていただきました。非常に生活クラブ、夢都里路くらぶ、大変喜んでおりました。それでまた町のほうで単独でこれを引き続き応援するのだという話をしたら、非常にありがたいことだというふうな話をしておりました。まずは我々のバックには、30万人の生活クラブの組合員がおります。家族3人であれば90万人の口が私たちの御飯を、米を食べたくていのです。我々は、そのバックに期待を裏切らないためにもやはり遊佐町の環境しっかりと保持していつて我々にすぐに伝えたいと、そんなふうに思っています。

これで私の質問を終わります。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 平成23年度は、県から補助金、国からの補助金が200万円ほどつきましたので、初めて開発米部会、生活クラブ生協との交流に使わせていただいたということございましたけれども、高橋委員からも町としてもやらなければならない時期来ているのではないかなというお話をいただいていたいました。先日の第6期の振興計画の中にそれらも継続的に町がしっかりと支援しなければならぬものであれば、費用に対しても支援をいたしますという形で予算の今準備をしているところであります。それは、確実に皆様のご了解いただければ、毎年わずかでありませけれども、町として支援して、そしてこれまでの生活クラブ生協とのつき合いがこれでいいのではなく、もっと深まるこ

と、そして皆さんの活動にプラスになる点あればよろしいと思って、ひとつ議会の皆様からもお力添えをお願い申し上げたいと思っています。

以上であります。

委員長（筒井義昭君）　これで8番、高橋冠治委員の質問は終了いたします。

5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　それでは、私のほうからも若干質問させていただきます。外は大分雪が降ってまいりまして、先ほどもじかの話、シャケの話が出てきまして、その後の委員にはおいしいお米の話題なんかもしてもらいました。石狩なべなんか食べながらおいしい御飯でも食べたいなと思いながら、今質問聞いたところでございますけれども、そういう話をしていましたら産業課長がにやっとなりましたので、産業課長にお聞きしたいと思います。

16ページ、漁港管理費でございます。地域水産物供給基盤整備事業負担金ということで140万円ほど今回負担になっておりますけれども、これはどのような事業なのか、事業内容の説明をお願いいたします。

委員長（筒井義昭君）　佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君）　お答えいたします。

この事業につきましては、例年吹浦の漁港のしゅんせつ行っている事業でございます。当初この事業は県事業で、県事業の7%、事業費の7%を町が負担するということでございまして、今年度当初総事業費8,000万円と見込んでそのうちの560万円、7%の560万円しゅんせつ事業ということで予定してございました。ところが、これ県の事業、来年から同じ県が幾ら掘っても掘ってもまたすぐ埋まると、これではイタチごっこでどうしようもないと、何とかならないものかと、抜本的な対策としまして来年度から第2防波堤、南側にある第2防波堤の延伸ということで計画をするという連絡がございました。県の試算では、それで入り込む砂が半分になるだろうとの試算なのですが、今回8,000万円の事業のうちの5,000万円は既に終わってございます。したがって、5,000万円のうちの350万円うちの負担分、その分は終わっていますけれども、残りにつきまして来年度の延伸分の設計料の5,000万円分を追加したいということでお話が参りました。したがって、5,000万円分の7%ですから350万円の負担ということで、そうしますと差し引き当初町の負担分が560万円で見えておったしゅんせつ分、それが350万円になりますので、210万円の減となります。新たに防波堤の延伸分の設計料、これが350万円の増ということになりまして、差し引き140万円の増額ということになったことでございます。

委員長（筒井義昭君）　5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君）　港のしゅんせつ、これは本当大変なこととして、今課長のおっしゃるとおり掘っても掘ってもどこからわいてくるのかよくわからないほど砂が出てくるわけで、それをとめるということで突堤を延ばすということでございます。

それはそれで非常に港が砂に入り込む流砂の影響という部分では、非常に効果があるのかと思うのですが、逆に河口の部分への影響というのはどういうふうに考えているのかなというのをちょっと疑問に思っています。というのは、港には砂入ってこなくなっても、今度逆に河口が今でも押し水がやっぱりどうしても少ない分、河口に砂がたまりやすい。旧港からの船が出せなかったり、さっきのめじ

かの話ではないですけれども、サケの養殖、ふ化事業が春になるとサギにみんな食われてしまって、本当にサギ被害というのはこういうことなのかなと思いながら考えているのですけれども、そういう影響も考えられるということもありますので、その辺の影響というのは県のほうでどのように考えているのか、また町のほうで県に対してどのような形で要望を出しているのか、その辺をお願いします。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） ただいまご指摘ありましたとおり、片っ方をとめれば片っ方につくみたいなの、そういう形は確かにございます。今回の100メートル延伸につきましても、本当に半分の量で済むのかというのは非常に私も本当なのですかという話では何回も確認はしたのですけれども、県としましてはそれで入り込む量は半分になるはずだという試算でございました。ただ、河口の部分につきましては、これは全く部署が別といいますか、何度も県のほうにも要望に行きましたけれども、河口の部分につきましては漁協部分とそれから河口部分とかいろいろ分かれていまして、なかなか県のことも一体化といいますか、一本化になっていない部分がございます。県のほうにそのしゅんせつ、河口部分の先ほど申しましたとおりのサケのちょうど下る時期に捕食されやすいということもございます。あるいは旧港への航行は非常に危険であるということもありまして、それから災害時の津波等の危険もあるということもありまして、県に要望はしてございますけれども、なかなかわかりましたという返事はまだいまだにもらってございません。ここは、粘り強く県のほうには要望してまいりたいというふうに思っております。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） その漁港のしゅんせつとあわせて、やはり河口の砂の被害、これは非常に遊佐町にとっては大きな問題だと思えます。確かに県のほうに行けば、片や水産、片ややっぱり河川ということで部署が分かれていますので、非常に厳しい部分はあるのでしょうかけれども、私もお世話になっている県議通しましていろんな話はさせていただいていますし、見に来ていただいております。たしか時田町長も就任当時、河口の砂を遊漁船の方々が自費でとっているというところ一緒にごらんになったと思うのですけれども、確かに利用する方々が自分たちの生活を守るために自分たちでお金を出す、これはもう本当すばらしいことですが、かといってそれにおんぶにだっこではやはり行政としてはいかなものかというところはございます。県のほうは2つに分かれていても、一番最初の窓口となるやっぱり遊佐町としては、そこは一本化して振りながら、片や水産、片や河川と、二枚舌ではないですけれども、あっちにもこっちにももう巣立って行って、どんどん、どんどん仕事をしてもらおうというところが重要なかなと思えます。そうすればトータルとしてめじかの放流事業もこれは生きてくるでしょうし、当然いっぱい放流できれば、多少北海道でいっぱいとられたにしても必ずいっぱい帰ってくるわけですから、そうすれば双方お互いにいろんなメリットあるでしょうし、そういう部分考えられると思うので、ぜひこの辺働きかけていただきたいなと思っております。

これに付随するっておかしいですけれども、ちょっと関連するような話になりますけれども、たしか数年前までシャケの調査として釣って調べるという、サケを河口で釣って調べるというたしか事業やっていたと思うのです。これは、なくなった一つの要因としては、サケの遡上量が減っていったというところがあって、当然それは遡上量もその年その年でかなり波がありますので、非常に悪いときに当たれ

ばずっとやっぱり不漁が続くと。たまたまこれではだめだということでやめたら、やめた年からやっぱり帰ってくる量がどんとふえてしまったものだから、ほらやっぱりという話になってやめたという話を聞いた覚えがあります。でもやっぱりああいうの観光資源にもつながると思うのです。その辺産業課長として、遊佐町の観光となると企画課長の所管になるのでしょうかけれども、全体の産業としてどのようにその辺考えているのか、またこれからそういうのを復活させるようなお考え、またはそういう要望等来ているのかどうなのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤源市君） お答えいたします。

まず、遊佐町の資源というのは有効に使う。例えばブランド化も含めて有効に使うというのは、基本的な考え方として私も持っています。サケの捕獲量調査、やめて何年かなるということですが、実は要望としましてはあちこちから問い合わせはやっぱり来しました。なるだけ要望にお答えしたかったのですが、サケの組合のほうとの協議の結果、残念ながらことはしめませんと、やりませんということになったのですが、やっぱり観光と結びつけたといいますか、そういった地域資源を生かした観光あるいは遊佐町のPRの仕方であると思いますので、その辺を十分考えながら、ただその大もとの組合なり権利を持っている方々いらっしゃるわけですから、その方々とも十分調整をとりながら、できるところから観光に結びつけた形で持っていきたいなというふうに思っています。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） まず、河川とそれから河口、旧漁港のしゅんせつの件のお答えをしたいと思っています。

ちょうど私が就任した年に、農林水産部長が現地を視察をしていただきました。たまたまその年は、緊急経済対策という形の中で予算が補正で獲得できたという形の中で一定部門しゅんせつをしていたと思っています。ただ以降、県議と語る会等で年2回ずつ行うたびごとに、かつての吹浦漁港の写真、航空写真の砂のない写真と現在の写真を並行して示しながら、県議の皆さんにもお願いをしているという現状でございます。平成24年の予算の要求の以前、ことしの9月に来年度のしゅんせつ等お願いできませんでしょうかという形で、旧漁港までの農林水産セクション、それから西浜橋から新吹浦橋までの間はあそこは河川の担当だという形で建設部とそれから農林水産部、そして危機管理監の今佐藤危機管理監には津波等、高潮等の被害があればという形で、危険のないような形でしゅんせつをお願いしてほしいという形で、県議と語る会はやっていたのですが、その資料が庄内支庁までしか届いていないと言われましたので、県庁まで行っていないという話ありましたので、それらも丁寧にお届けしようという形で要望はもう既に年度、県の24年度の予算の要求の前の段階で要望を出させていただいておりました。県議の皆さんから働いていただいて、何とか予算化につなげていただければありがたいと思っています。何せ町としての河川に直接かかわることできないという現状をご理解いただきたいなと思っています。

それから、サケのフィッシングというのでしょうか、何年か前から行われてきました。たしか自分が町の観光の発信の遊樂里の活用という形で、当時の阿部監査委員と監査室での議論の中からそういう提案をさせていただいたという記憶があります。なかなか県の許可をとるのに試験的という形しか認めら

れなかったという形で、だけれども継続してきました。ただその中に地元の内水面の皆さんの前回一致の合意がないままにはやっぱりやっていけないのですよという、そんな約束事がありました。自分が就任してからいいでしょうという組合もあったのですが、やっぱりまずいですよと、あのぐらいに漁場みたいな河川が荒らされて、針がそのままという申し入れをいただいたところでありました。事業、確かに物すごく期待されて非常に有名になったとは伺っております。なぜやらないのだという指摘もいただいておりますけれども、約束事すべての内水面の皆さんからの了解をいただけないという事情がありましたので、それらについてやりましょうやという積極的な組合も2つほどあったのですが、1つの組合がどうしてもだめだということでしたので、それを強行することはそれは約束と違う、たがえることになりますから、それはできなかったということをご理解いただきたいと思います。すべての組合がオーケーしてくれるならば、それはやりたいなとは思っております。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） やっぱり漁業者、これは生活かかっていますから、そこを侵してまでというのは非常に厳しいかと思えます。これは当然ですので、そこは十分ご配慮いただければありがたいですし、別にそこを曲げてまでやれという話ではないのですけれども、私もいろんなところの方とお話しする機会あると、そう言えばという話でおっしゃる方もやっぱりいらっしゃいますし、いろんな雑誌等を見ても私特別それするわけではないので、どちらかというと食べる専門ですから、釣るという行為は余りしていないのですけれども、やっぱりシャケというのはフィッシング、スポーツフィッシングとしては非常に豪快でいいと、人気もあるという話聞いていますし、私の好きなよく読んでいる雑誌のほうにもそういうことをコラムとして書いている方もいらっしゃいまして、非常にあちこち人気があるのかなという形も持っていますので、その辺は利害関係、いろんなお考えだったりありますので、そこは調整しながら可能なのであればぜひやってもらいたいというのは1つあります。これは、今町長おっしゃっています針なんかのマナーの問題あります。こういうのも河川のしゅんせつもあわせてやはり環境整備というか、環境保全といいますか、そういう部分にもつながってくると思います。ぜひそういうところも加味しながら、先ほど町長もお話ししていたように、どれか1つ単品でどうこうではなくて、やっぱりトータルとして全体を見据えたところでいろんなつながり出てくると思いますので、そういうところを大切にしながら、ぜひ少しでもいい方向に進めていただければなと思っておりますので、そこら辺お願いしたいと思えます。

せっかくですので、今河川の清掃だとか環境保全ということもありますので、担当しています地域生活課長、何かご所見あれば一言お伺いしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えをいたします。

相手方が複数所管があるということで、それぞれに要望はし続けながらも、やはり縦割りという形の弊害は回避したいなと。それで先ほど町長が述べましたとおり、要望内容を統合した形で効果のある要望をし続けていくことが大切なのかというふうに思っております。この河川関係、新吹浦橋から西浜橋までの堆積、土砂の撤去につきましても、課題は同じく共有しているわけではありますが、産業面、特に

サケの遡上あるいはカモメ等によりますサケの稚魚の捕食、イワガキやアワビの生育するいそ場の減少等々の課題に対応するために、我々所管、河川砂防のほうに対しても個別に要望をしております。そんな形で重層的な対応をこれからもとっていきたいというふうに思っております。

なお、遊漁船だとかのお話も出ましたが、どちらかというと県のほうでは危機管理、生活インフラの保全といった面で防災面での取り組みを重視しております。特に今年度においては、河床が上がって津波等あるいは高潮等で吹浦の元町に海水があふれるといった危険性、そういったものも十分考慮といいますか、対策に入れてもらうようその辺を力説しながら要望をしておりますので、今後もそのように対応していきたいと思っております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） よろしくをお願いします。

ところで、今地域生活課長のほうからは危機管理という部分でお話ありました。きのうは、常任委員会のほうで総務課長にお聞きしましたので同じようなこと、河川を担当する所管としてお聞きしたいのですけれども、危機管理としてひとつ豪雨などによる河川の水位が上がるということ考えられると思います。これにつきまして、私もよくインターネット等で見ていますのですけれども、遊佐町では尻引、あと吹浦に水系があるはずで。これは、県の管轄になっているのか、国の管轄になっているのかというのは若干あるのでしょうかけれども、ここ最近欠測という部分、状態になっているようです。きのう、おとといあたりちょっと私も確認していなかったのですけれども、先週あたりも欠測ということでその水位等がわからない状況になっております。この辺について、所管の一つとして地域生活課のほうでは県のほうに問い合わせ、また欠測の状況どうなっているのかというのは確認しているのかお聞きしたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） 率直に申し上げて確認の行為は、少なくとも今年度においては一度も行っておりません。

委員長（筒井義昭君） 5 番、赤塚英一委員。

5 番（赤塚英一君） ここ数年ゲリラ豪雨といいますか、こういうことが結構あります。あちこちであります。幸いにも遊佐町は、河川がはんらんして甚大な被害というのはそんなになくて、よく落伏の川はあふれますけれども、例えば月光川があふれたとかということで、とてつもない甚大な被害を出すというようなことはないので安心はしていますけれども、万が一ということがあります。危機管理のほうでやっぱり水防団が出動する一つの目安にもなるわけですし、やはり目視というものも重要ですし、そういうテレメーター等を使った監視というのもやっぱり重要かと思っておりますので、ぜひその辺県、国のほうとコンタクトとりながらメンテナンスのほうもしっかりしていただくように要望していただければと思いますけれども、その辺いかがでしょう。

委員長（筒井義昭君） 池田地域生活課長。

地域生活課長（池田与四也君） お答えいたします。

県、国のそういったシステムなり体制との連携をとることは、それは今後とも重要であることを申すまでもございません。欠測の確認についても引き続きといいますか、これからしっかりととるような形で取り組んでいきたいと思えます。

今年度豪雨が大小は別として3回ほどありました。そのたびにおっしゃるとおり、被害はそれほど甚大ではなかったのですが、毎年のように恒常的にといいますか、道路、町道に冠水しまして、そして通行止めといった路線が数箇所あるわけです。その一つが落伏集落というようなことで、滝淵川のあそこのショートカットという工事昨年度から入っておりまして、そして今年度予算で完成を見る予定であります。今年度予算でというふうに断った理由は、3カ年事業であったものが補正予算で大幅に予算額が増額になって、工期的には来年度に繰り越しをする形で、来年度の早いうちまでには実質3カ年にわたるわけですが、工事完成、竣工を見るということで、今地元の業者に発注になったところで、地元説明、我々も一緒に行ってくる予定でございます。そういったことで、落伏の集落の皆さんにはこれから安心して生活していただけるのではないかと思います。

そのほかに、宮田一和田線、つまり和田と漆曽根の鉄橋の下、あそこがまた恒常的な冠水町道であります。なかなかJR敷地下というふうなことで、施工が困難だというふうなこと、工事的には困難をきわめるわけですが、その都度、その都度の町の対応で機敏にとっていきたいなと、なるだけ被害少ないような形で取り組んでいきたいなというふうに思っております。

そんな形で、これからでき得る限りそういったところの課題解決に向けて、施設整備も含めて一応町としても取り組んで課題の解決に向けて取り組んでいきたいなと思っておるところでございます。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 5番、赤塚英一委員。

5番（赤塚英一君） ぜひお願いしたいなと思えます。落伏の話は、以前から県のほうでショートカットの工事していただけるという話伺ってしまして、いつできるのかというのをちょっと期待しながら見ていたものですから、ありがたいなと思っております。ぜひ県に早いところやっていただけるように、力強いプッシュしていただければと思っております。

今までもお話しさせてもらったとおり、一つのことが一つで終わらず、いろんなそのところに波及するということもございますので、我々も一生懸命その辺は勉強しながら、課題解決に向けて努力していきたいと思えますので、ぜひ執行部の方も町長初め皆さんで、一つのことですべて解決ではなくて、何に波及していくかということ考えながら、ぜひ事業に取り組んでいただければと思えますので、よろしく願いいたしまして、私の質問は終わります。

委員長（筒井義昭君） これで5番、赤塚英一委員の質問は終了いたします。

6番、阿部満吉委員。

6番（阿部満吉君） 久々の発言でちょっと緊張しておりますけれども、補正予算ということで発言をお許しいただきたいと思えます。

朝から13番委員、それから先ほども8番委員からも質問がございました。企画費の中の用地取得の件ですが、先ほどのいろいろ答弁を聞いている中で、もう少しまけてもらったほうがいいのではな

いかとか、この際適正な値段だというような話もございました。私は、少しもうちょっと頑張ってもらったほうがいいのではないかというような気持ちのほうを申し述べたいと思っております。

というのは、ひとつ今の用地取得の中は、さきの業者が一度採石をした土地でございまして、が含まれております。その中で、やっぱり先ほどの答弁の中でも事業完了の届け出が出ていないということで、まだ継続中というような話もございましたけれども、事業の申請の期限はもう既に過ぎているかと思えます。そこで採石業者が採石した土地の復旧という意味におきまして、採石許可が終了した時点から何年ぐらいでそれを終了しなければいけないかというような取り決めがあるのかどうなのか、それから県でも指導的に復旧をさせるというような話もございました。その後の8番委員の答弁の中では、それをちょっと無理ではないかなという意味を含めていろんな植栽のこともお話になりましたけれども、さきの業者の事業責任と、それから保証された企業も当然あるかと思えますので、その辺の責任でその現状復帰できておれば私はその価格は妥当なものかなというふうに思えますので、これからまた町の予算を使いながら、また現状復帰に向けていくというのを考え合わせれば、少しもっと値切ってもいいのかなというふうに考えておりますけれども、その辺をよろしく願います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

まず、最後に認可を申請して採取をした時期であります。平成15年の12月に採取の認可が出ております。ですから、最長で3年です。18年でもう期限は切れているということになろうかと思えます。この当該業者が事業から撤退をしたというのがそのちょうど18年です。18年3月ごろにはもう既に撤退をしているというふうなことであります。事業がほぼ完了した時期に撤退をしたというふうなことがこれは推定されるということでもあります。県のほうでは、3年の期限が過ぎた後に廃止届あるいは完了届、林地の現状の届け、こういったものを徴取して全体の確認をするわけなのですけれども、それは先ほど申し上げたように出ていないということですので、現実的には採石を掘って途中でやめたというのが実際ではないかと思えます。現場のほうに、これはきのう全協でお渡しした写真のところにもあったのですが、いわば庭石のような石の山が2つございます。これは、掘ったけれども搬出しなかったもの、買う人がいなかったから搬出しなかったどうか、それはわかりませんが、2つのかなり大きい山がございまして、これは、ここから掘り出した庭石を集積している場所なのですけれども、その周辺の状況を観察をいたしますというと、採石した後を、いわば掘り込んだ後整地をして平らにしているというふうなことまでは確実に終わっているというふうなことが言えると思います。これ私が現地を見た感じです。県がどういう判断するかわかりませんが、現地ではそういう確認を一応私の段階ではしてきたところです。したがって、そういういわば整地した後を歩いていたり、無理して車でも行けると思うのですが、そういうことは可能です。特に大きい穴があったりということはないので、それは大丈夫ということでもありますけれども、ですから総じて言うとはほぼ終わっているのではないかというふうなことは言えると思います。

ただそれと売買価格の関係でいきますというと、これはまた先ほどの議論ちょっと蒸し返してしまうことになるのですけれども、通常不動産鑑定で価格の鑑定を求める場合でありまして、例えば石があるとか木があるとか、それから特定の権利がついているとか、そういったことをすべて廃して裸地の状

態で評価をするというのが基本でありますので、そういったことからいうと、石をとったからその価値が上がるとか下がるとかということは、価格決定の際には影響はされないというふうなものが通常の取引の状況であります。というのは、例えば現在所有している業者さんは、自分は岩石をとりたいということで求めたかもしれないけれども、町はその意思はないわけですから、その価格がそこに反映されているということを主張されても、それはやっぱり認められないことだというふうなことで考えております。したがって、町がそこから岩石採取をするということがない限り、価格は裸地で判断されるべきものだというふうに考えております。

委員長（筒井義昭君） 6 番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） 事業を完了して、まず土のカバーも出来ておるといふふうに確認したというお話でした。それで恐らく数本というか、植栽もなされた跡もあるというような話もございましたので、いや、さきにいただきました土地購入の要綱の中で見れば、やはり高瀬川の湧水ベルトの保存、涵養域を保存するという意味からいえば、やはり植栽をして豊かな緑に返すというのが最終的な事業者の責任であろうかと思えます。それ県ではどういふふうに不十分か十分なのかという判断はまだ出ていないわけですけども、ただ18年に終わったとすればことし23年ですけども、どのぐらい県の指導効力が継続できるのか、先ほど質問しましたけれども、ひょっとしたら3年ぐらいで終わってしまっているのではないかなというふうに思うのですけれども、その辺のところはいかがですか。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 林地として再生をしたかどうか、これは木を植えたかどうかという判断は、基本的には県がするものであります。ただ私が現場に行って見た感じとして、植えた跡はあるけれども、非常に生育は悪いなというふうな見方で現場で感じたことを申し上げました。県に、いや、これ植えていなくて、例えばの話で会社が解散をした、何かした場合はどうなるのですかというふうなことを聞きましたら、それはそれでしょうがないのだというふうなことを言うておりましたので、何がどうしてしょうがないか、それはわかりませんが、代替で保障をして、そこを継続して木を植えるということを求めない限り、やっぱり会社解散ということになれば、それはそれで現状のまま受け入れざるを得ないのが県の立場ではないかなと。県がかわってそこに植えるということは、もちろんあり得ないと思えますので、そういうことを担当者の段階ですけども、言うておりました。いずれにしても町でこういう議論をしているというのは県も知って、何回か町のほうにも来ておりますので、しかるべき時期に県の判断があるのだらうというふうに考えているところであります。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 6 番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） やはり今現在事業を行っている林地の40町歩ほどもあるわけですね。その40町歩の場合もこのような形で転売を防ぐために、町で買わなければいけないような事態になる可能性もございますよね。今回の場合は、特に湧水域まで傷つけておりますので、その復帰というのはかなりの予算もかかるかと思えます。遊佐町で買ったから遊佐町でそれをまた復帰に税金をかけるのだというような形では、皆さんやっぱり納得できないかと思えます。今回は、中に県も入っているわけですので、そのようなこともあるかと思えますので、今購入しようとする14町歩に前例をつくってはいけな

のかなというふうに思いますので、その復旧に関してやっぱり町の予算というものを出さない工面、またはもっと購入価格を安くする、そんな考え方もあるかと思いますが、その辺をお願いしたいと思いますが、もう一つ今回購入した場合、いろいろ要綱の中では用途によって各課に振り分けるような体制がありますけれども、先ほどの話でいくとまた生活クラブさんからもお世話になるというような話で、共存の森の設置要綱の中では企画課作成ですので、村井課長が一生懸命植林に行くのかなというふうに思いますけれども、受け皿的なものをひとつお伺いしたいなと思います。

委員長（筒井義昭君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） 現在の吉出山の岩石採取をしている場所をどのように最終的に処理をするかということについては、現在会社が県の認可を受けてやっていることでありますので、倒産したときどうするかとかということは、もうこの場では到底言えないことなのですが、一般的な議論としてお話しすれば、先ほど13番委員の答弁にも申し上げましたが、あそこ山全体を保全していくためには、さまざまな方法を組み合わせてやるしかないだろうというふうな方向を考えているところであります。その中の一つに買い取りもあるでしょうと、あるいは開発規制もあるでしょう、または環境教育の充実もあるでしょう、そういったことの組み合わせの中でどういう選択をするかというのは決まってくるのではないかなというふうに思います。いわば土地に付随する岩石をとって、企業がもうけるだけもうけて町に残りを買い取らせるのではないかなというふうなおそれが全くないとは言えませんけれども、それは買い取る町のほうの最終的な判断で買い取るかどうかというのは、買い取りの申し出があったからすべて買わなければいけないということはもちろんですし、そこは買い取りでない方法で保全をしていくということも当然考えていかなければいけないと。その一つが今協定を結んで、一定の配慮を求めながら開発を、岩石採取をしているという、そういう状況ではないかなと思います。十分でないことはもちろんそうなのですが、一番完璧な方法は町で買い取ることです。これは間違いないのですが、これすべてやるということは不可能ですので、いろんな方法を組み合わせていくというふうなことが必要なのではないかなと思います。ですから、現在の開発地を買うかどうかという今の段階で判断をするのがやっぱり無理かなというふうに思います。

それから、林地の再生に関してですが、仮に県の段階で林地の再生についてはこれでいいよというふうになった場合に、余り木がきちんと生えていないというふうなことをそのままにしておいていかというと、やっぱりそれはまた違う価値観が必要なのではないかなというふうに思います。やっぱり山があって、樹木があって、森があって、そしてきれいな水が維持されて農業、漁業が営んでいくことができるということを考えれば、いや、県が大丈夫と言ったからいいのだというふうなことにはならないのではないかなと。ですから、先ほどの生協の関係でいきますと、共存の森ですので一緒にそこに木を植えましょうという選択は、政策的にはあっても構わないのではないかなというふうに思いまして、むしろ積極的にできるだけ早く森を再生するという意味での活動としては、しなければいけないことではないかなというふうなことを考えております。

以上です。

委員長（筒井義昭君） 6番、阿部満吉委員。

6 番（阿部満吉君） 現在事業を行っている土地に関しては仮にということで、今の土地の購入に当たっての悪い前例を残さないようにという意味で申し上げただけですので、その辺に関しては私もちよっと言い過ぎたのかなというふうに思っております。ただそれでもこれからなされる採石事業に関しても、やはりある程度の林地として戻せる余力のある企業、それからもしそれができなければ供託金みたいなものを積み上げるような、そのような約束でないとなかなか難しい、もう掘り逃げになってしまうのかなというふうに思いますので、その辺は今後ともお考えいただきたいなというふうに思います。

それで今回2年ほどで急展開、9月ごろから企画課長大変苦勞されて買い取りに踏み切ったということで、大変ご苦勞さまでしたと申し上げて、私の質問終わりたいと思います。

委員長（筒井義昭君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 実は、保証金云々の問題今出ましたけれども、町でかつて今の業者に対して500万円の倒産されて悪いから保証金を出してくださいよという申し入れをして、それが協定で結んだことはあったのです。ところが、それは法律上やってはいけない行為だという形でそれを返したという経緯が平成何年でしょう、8年、9年ぐらいあったのでしょうか。ちょうどかつての企画調整課長、村上氏が企画調整課長の時代にそういう保証金をとったのだと、だけれどもそれは法律違反だから返さなければならぬのだということを国の法律に基づいて、そういうことを行政としてはやっていけないのですよということをそんな手順行為が遊佐町としてかつて行われた。だけれども、それは法律行為違反であったから返さないよという指導のもとに返したのだということをご理解をいただきたいと思っています。

以上であります。

委員長（筒井義昭君） これで6番、阿部満吉委員の質問を終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（筒井義昭君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第85号 平成23年度遊佐町一般会計補正予算（第5号）、議第86号 平成23年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議第87号 平成23年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第2号）、議第88号 平成23年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第89号 平成23年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第90号 平成23年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議第91号 平成23年度遊佐町水道事業会計補正予算（第1号）、以上7議案についてこれを原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（筒井義昭君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文の作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

(午後2時43分)

休

憩

委員長(筒井義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時15分)

委員長(筒井義昭君) 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 報告書案文を朗読。

委員長(筒井義昭君) 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(筒井義昭君) ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後3時17分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成23年12月9日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良 殿

補正予算審査特別委員会委員長 筒 井 義 昭